

第5次那須町障がい者計画
第7期那須町障がい福祉計画
第3期那須町障がい児福祉計画

令和6年3月

那 須 町

はじめに

本町では、「一步ふみだす勇気を応援する人とまち～ともに生きるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、「第4次那須町障がい者計画・第6期那須町障がい福祉計画・第2期那須町障がい児福祉計画」を推進してまいりました。

ここ数年に及ぶ新型コロナウイルス感染症対策の影響により、障がいのある方にとって「一步ふみだす」ことへの不安や不便を感じるものが大きかった数年だったと推察いたします。

こうした時代の変化や課題に対応するため、「那須町障がい福祉に関する調査」を実施し、「第5次那須町障がい者計画・第7期那須町障がい福祉計画・第3期那須町障がい児福祉計画」を策定しました。この計画は、前計画の理念を踏襲し「一步ふみだす勇気を応援する人とまち～ともに生きるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、保健、医療、福祉をはじめ、就労や教育、社会参加等について総合的に推進してまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました皆さま、多くの課題についてご検討いただき貴重なご意見・ご提言をいただきました那須町障がい者計画等策定委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

那須町長 平 山 幸 宏



目 次

第1部 計画策定の背景	1
第1章 総 論	1
第2章 障がい者等の状況	6
第3章 第4次那須町障がい者計画の施策実施状況	44
第4章 第6期那須町障がい福祉計画・第2期那須町障がい児福祉計画の実施状況 ...	52
第5章 第5次計画等の主要課題	65
第2部 第5次那須町障がい者計画・第7期那須町障がい福祉計画・第3期那須町障がい児福祉計画の基本的考え方	67
第1章 基本理念	67
第2章 第5次那須町障がい者計画の基本目標と基本施策の体系	68
第3部 第5次那須町障がい者計画	69
基本目標1 障がいのある人が地域の中で自分らしく生きるまち	69
基本目標2 新しいことに果敢に挑戦する人々のいるまちづくり	75
基本目標3 挑戦する人々を理解しさせ続けるまちづくり	80
基本目標4 地域共生社会のまちづくり	83
第4部 第7期那須町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	85
第1章 数値目標（成果目標）	85
第2章 障害福祉サービスの見込み	91
第3章 障がい児への支援	94
第4章 地域生活支援事業の推進	95
第5章 障がい児者への支援体制の強化	98
資 料	102

◆「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」「わざわざ」などの意味があり、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」・

「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、那須町では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称でそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関連施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

第1部 計画策定の背景

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

那須町では、障害者基本法に基づき令和3年3月に第4次那須町障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づき第6期那須町障がい福祉計画・第2期那須町障がい児福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の提供を進め、障がい児者や難病等の方の支援に努めてきました。

令和4年12月に法改正された障害者総合支援法および児童福祉法では、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずる（改正障害者総合支援法）とともに、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化（改正児童福祉法）により、障がい者を取り巻く環境が変化しています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が令和3年6月に、事業者による合理的配慮の提供の義務化などが定められる改正法が公布され、令和6年4月に施行される運びとなっています。

これらのことから、那須町においても、第4次那須町障がい者計画、第6期那須町障がい福祉計画、第2期那須町障がい児福祉計画の見直しを行い、令和6年から令和8年までの3年間を計画期間とした、第5次那須町障がい者計画、第7期那須町障がい福祉計画、第3期那須町障がい児福祉計画を一体の計画として策定します。

2 各計画の概要

第5次那須町障がい者計画、第7期那須町障がい福祉計画、第3期那須町障がい児福祉計画の法的根拠、性格、計画期間、関連計画は次のようになっています。

なお、第4期那須町地域福祉計画が、本計画の上位計画となります。

第5次障がい者計画の概要

項目	内容
法的根拠	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」
性格	国等の計画及び町の障がい者等の状況を踏まえ、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
上位計画	第7次那須町振興計画、第4期那須町地域福祉計画

第7期障がい福祉計画の概要

項目	内容
法的根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」
性格	国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制について定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
上位計画	第7次那須町振興計画、第4期那須町地域福祉計画

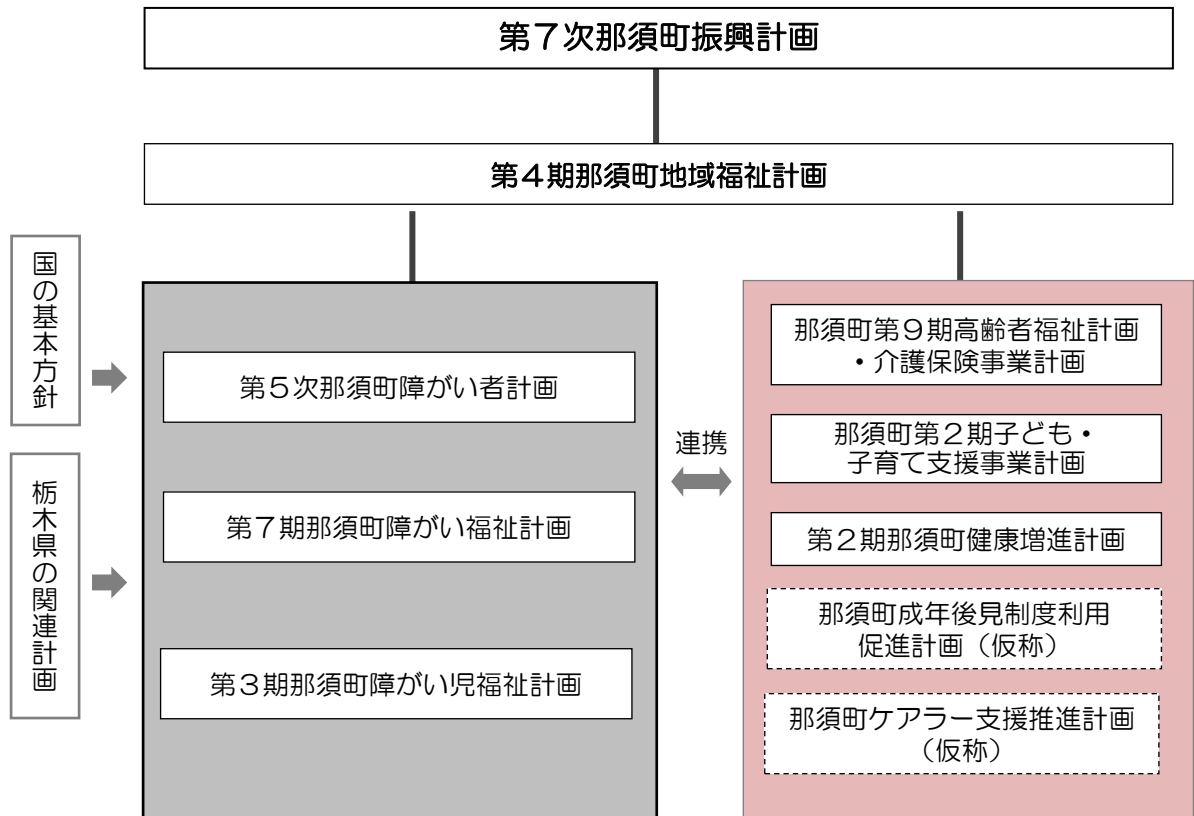
第3期障がい児福祉計画の概要

項目	内容
法的根拠	児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」
性格	国の基本指針に即し、障がい児の通所支援、相談支援の提供体制について定める計画
計画期間	令和6年度から令和8年度の3か年計画
上位計画	第7次那須町振興計画、第4期那須町地域福祉計画
関連計画	那須町子ども・子育て支援事業計画

各計画の期間

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
障がい者計画	第4次計画			第5次計画		
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		
第7次那須町振興計画	後期基本計画					
地域福祉計画	第4期計画					
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画					

計画の位置付け



※ [] は令和6年度からの計画

3 計画の対象者

この計画における「障がい者」とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象となる身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（発達障がい者を含み知的障がい者を除く。高次脳機能障がいも対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（令和3年11月1日現在の障害者総合支援法対象疾病：366疾病）です。

また、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児です。

さらに、住民一人一人が障がい者等と共に地域で生活していることに理解を深め、障がい者等の地域での生活を町全体で支援できるよう、この計画の考え方を住民全体が共有するものとします。

4 計画の策定体制

（1）那須町障がい者計画等策定委員会の開催

学識経験者、当事者、保健医療福祉関係者、指定相談支援事業者、教育雇用関係者などによる「那須町障がい計画等策定委員会」において審議を行いました。

（2）那須町障がい者計画等策定作業部会の書面開催

那須町障がい者計画等策定作業部会の部員により、書面により計画の進捗状況や内容の検討を行いました。

（3）障がい福祉手帳所持者の意向の把握

①那須町障がい福祉に関する調査の実施

障がい福祉に対する考え方や意向を把握するため、障がい福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者を対象にアンケートを実施しました。

②パブリックコメントの実施

計画案について広く住民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の推進

(1) 推進体制

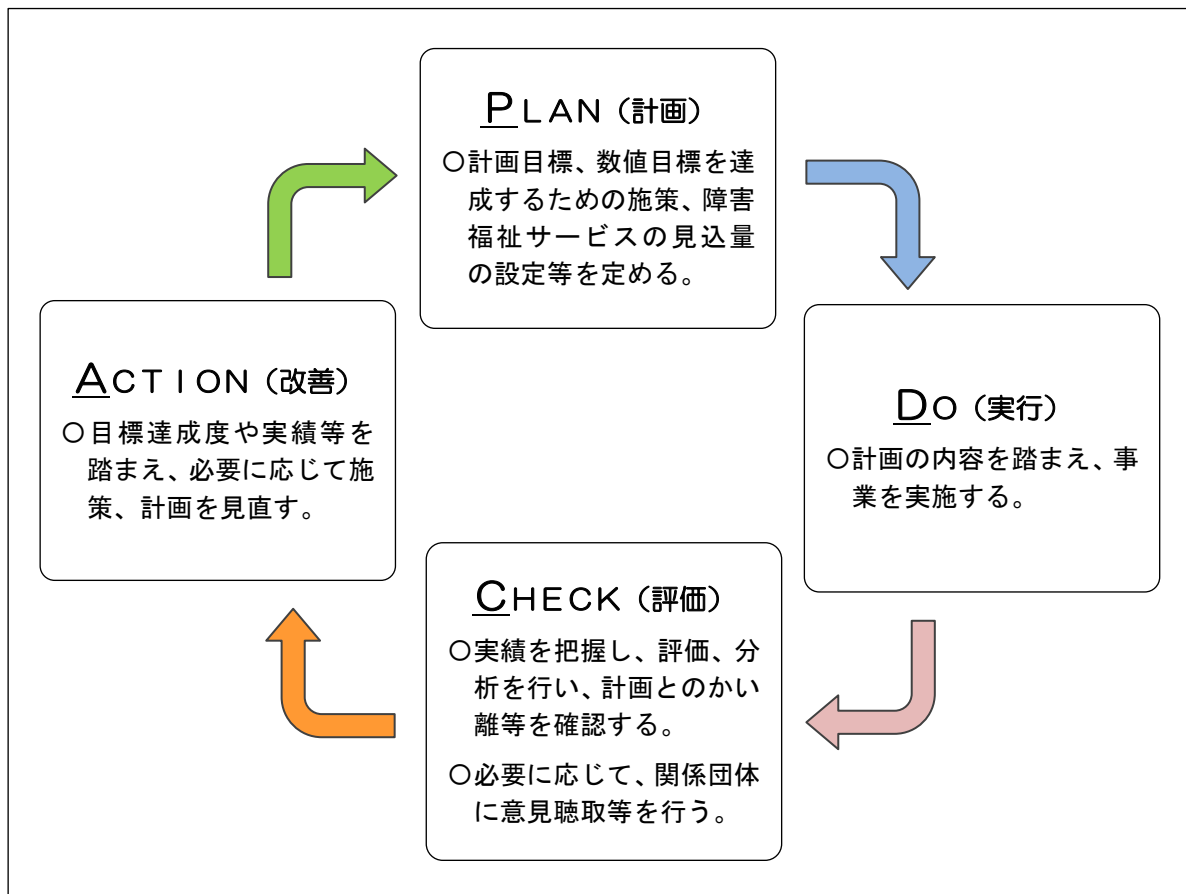
全庁的な連携により、障がい児者等への関連施策の推進を図ります。

また、那須町障害者自立支援協議会、那須町社会福祉協議会、栃木県、医療機関、障害福祉サービス提供事業所、当事者団体・家族会、NPO法人、教育機関など関係機関との連携により、計画の推進を図ります。

(2) 進行管理

PDCAサイクルにより計画の実行・評価・改善を図るため、那須町障害者自立支援協議会を開催し、進捗状況の報告・検討を行うとともに、障がい児者やその家族、関係団体の意向の把握に努めます。

計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



第2章 障がい者等の状況

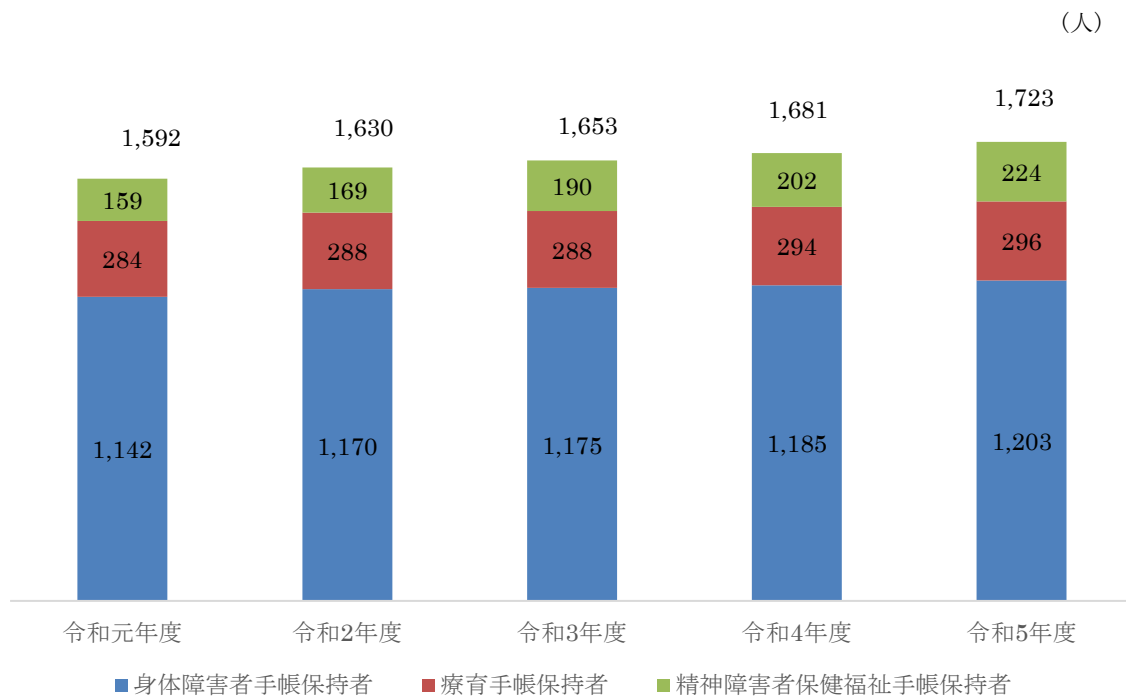
1 障がい児者等数

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和元年度の延べ1,592人から令和5年度の延べ1,723人へと131人増加しています。

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数は1,203人、療育手帳所持者数は296人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は224人となっています。

障害者手帳所持者数の推移



注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

注) 手帳所持者数は重複して所持している方を含めた「延べ人数」となる

障害者手帳所持率の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5/R元
人口(人)	25,194	24,913	24,679	24,418	24,191	0.96
身体障害者手帳(%)	4.5	4.7	4.8	4.9	5.0	1.11
療育手帳(%)	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.09
精神障害者保健福祉手帳(%)	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.50

注) 各年度4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者数

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数は1,203人であり、等級別では1級が381人で31.7%、障がい別では肢体不自由が550人で45.7%、年齢別では65歳以上が947人で78.7%を占めています。

また、内部障がい、令和元年度(320人)から令和5年(401人)にかけて81人増加しています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
1級	328	347	364	380	381	53	1.16
2級	181	183	179	173	176	-5	0.97
3級	161	163	162	161	158	-3	0.98
4級	303	310	304	310	326	23	1.08
5級	90	87	85	82	84	-6	0.93
6級	79	80	81	79	78	-1	0.99
計	1,142	1,170	1,175	1,185	1,203	61	1.05

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

障がい別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
視覚	71	66	68	68	68	-3	0.96
聴覚・ 平衡	116	117	116	116	122	6	1.05
音声・ そしゃく	13	12	11	12	11	-2	0.85
肢体 不自由	581	573	557	544	550	-31	0.95
内部	320	360	376	396	401	81	1.25
複合	41	42	47	49	51	10	1.24
計	1,142	1,170	1,175	1,185	1,203	61	1.05

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
0~17歳	13	12	12	12	13	0	1.00
18~39歳	44	43	40	38	34	-10	0.77
40~64歳	227	226	212	209	209	-18	0.92
65歳以上	858	889	911	926	947	89	1.10
計	1,142	1,170	1,175	1,185	1,203	61	1.05

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

(3) 療育手帳所持者数

令和5年4月1日現在、療育手帳所持者数は296人であり、等級別ではB1が93人で31.4%、年齢別では40歳から64歳が107人で36.1%となっています。

等級別療育手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
A1	22	25	25	25	26	4	1.18
A2	91	88	89	92	92	1	1.01
B1	93	95	94	92	93	0	1.00
B2	78	80	80	84	84	6	1.08
B	0	0	0	1	1	1	0.00
計	284	288	288	294	296	12	1.04

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

年齢別療育手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
0～17歳	39	40	39	36	38	-1	0.97
18～39歳	100	101	100	103	102	2	1.02
40～64歳	114	111	109	109	107	-7	0.94
65歳以上	31	36	40	46	49	18	1.58
計	284	288	288	294	296	12	1.04

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は224人であり、等級別では2級が140人で62.5%、年齢別では40歳から64歳が116人で51.8%となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
1級	48	52	50	43	48	0	1.00
2級	97	104	115	125	140	43	1.44
3級	14	13	25	34	36	22	2.57
計	159	169	190	202	224	65	1.41

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
0～17歳	0	2	1	1	4	4	0.00
18～39歳	50	52	57	57	64	14	1.28
40～64歳	68	75	92	105	116	48	1.71
65歳以上	41	40	40	39	40	-1	0.98
計	159	169	190	202	224		1.41

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

(5) 難病患者等

令和5年8月末日現在、特定医療費（指定難病）受給者数は206人、小児慢性特定疾病医療費受給者数は7人となっています。

特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療費受給者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
特定医療費 （指定難病） 受給者数	166	201	191	206	206	40	1.24
小児慢性特 定疾病医療 費受給者数	11	12	7	7	7	-4	0.64
計	177	213	198	213	213	36	1.20

注) 各年度3月31日現在

資料：県北健康福祉センター

令和5年度は8月末日

(6) 障害支援区分別人数

障害支援区分別の人数は、令和5年4月1日現在、209人となっています。

障害支援区分別人数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5-R元	R5/R元
区分1	0	0	1	3	3	3	0
区分2	13	18	23	27	33	20	2.54
区分3	31	34	35	38	41	10	1.32
区分4	43	45	45	43	48	5	1.12
区分5	26	24	26	26	26	0	1.00
区分6	55	54	55	58	58	3	1.05
計	168	175	185	195	209	41	1.24

注) 各年度4月1日現在

資料：保健福祉課

(7) 公立小・中学校の特別支援学級及び児童・生徒の状況

少子化が進み、児童・生徒数は令和2年度から令和5年度にかけて約7%減少しました。一方で、公立小・中学校の特別支援学級を利用する児童・生徒数の割合は、令和2年度が5.76%に対し、令和5年度は5.90%となっています。

公立小・中学校の特別支援学級及び児童・生徒数 単位：学級、人

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
知的	小学校	5 20	6 24	6 23	5 20			
	中学校	3 17	3 15	2 13	2 14			
	計	8 37	9 39	8 36	7 34			
情緒	小学校	7 30	6 26	6 28	7 33			
	中学校	2 12	2 11	2 9	3 7			
	計	9 42	8 37	8 37	10 40			
難聴	小学校	2 2	1 1	0 0	0 0			
	中学校	0 0	1 1	2 2	2 2			
	計	2 2	2 2	2 2	2 2			
弱視	小学校	0 0	0 0	0 0	0 0			
	中学校	0 0	0 0	0 0	0 0			
	計	0 0	0 0	0 0	0 0			
合計	小学校	14 52	13 51	12 51	13 54			
	中学校	5 29	6 27	6 24	7 23			
	計	19 81	19 78	18 75	20 77			

注) 各年度5月1日現在

資料：学校教育課

【参考】公立小・中学校数及び児童・生徒数

単位：校、人

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	学校	児童 生徒	学校	児童 生徒	学校	児童 生徒	学校	児童 生徒
小学校	6	893	6	889	6	888	6	875
中学校	2	513	2	462	2	457	2	431
計	8	1,406	8	1,351	8	1,345	8	1,306

注) 各年度5月1日現在

資料：学校教育課

【参考】県立那須特別支援学校の児童・生徒数

単位：人

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	児童 生徒	うち 那須町	児童 生徒	うち 那須町	児童 生徒	うち 那須町	児童 生徒	うち 那須町
小学部	102	10	107	10	108	6	108	5
中学部	64	4	60	3	59	8	68	11
高等部	116	10	126	8	128	6	134	7
計	282	24	293	21	295	20	310	23

注) 各年度5月1日現在

資料：学校教育課

2 障がい福祉に関する意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

この調査は、「那須町障がい者計画」「那須町障がい福祉計画・那須町障がい児福祉計画」策定の資料とするため、障がい福祉に対する障がい児者等の考え方やご意見を把握するために実施しました。

②調査の実施概要

項目	内容
調査対象	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
調査対象数	○500人（無作為抽出）
調査方法	○郵送配付、郵送回収
調査実施期間	○令和5年5月19日（金）～令和5年6月9日（金）
回収票数	○246票
回収率	○49.2%
調査項目	○本人等の状況、障がいの状況、住まいや暮らし、日中活動や就労、相談相手、障害福祉サービス等の利用、権利擁護、災害時の避難

③調査回答者の手帳区分

障害者手帳の区分（※手帳重複あり） 単位：人（%）

総数	246（100.0）
身体障害者手帳	187（76.0）
療育手帳	57（23.2）
精神障害者保健福祉手帳	31（12.6）

④資料を見る際の注意

比率は百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入し算出しています。

2つ以上の回答をする設問（複数回答）では、比率の合計が100%を上回ります。

「総数」は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示しています。

文中及び表中で、身体障害者手帳所持者を「身体障がい」、療育手帳所持者を「知的障がい」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神障がい」と表記しています。

(2) 調査結果の概要

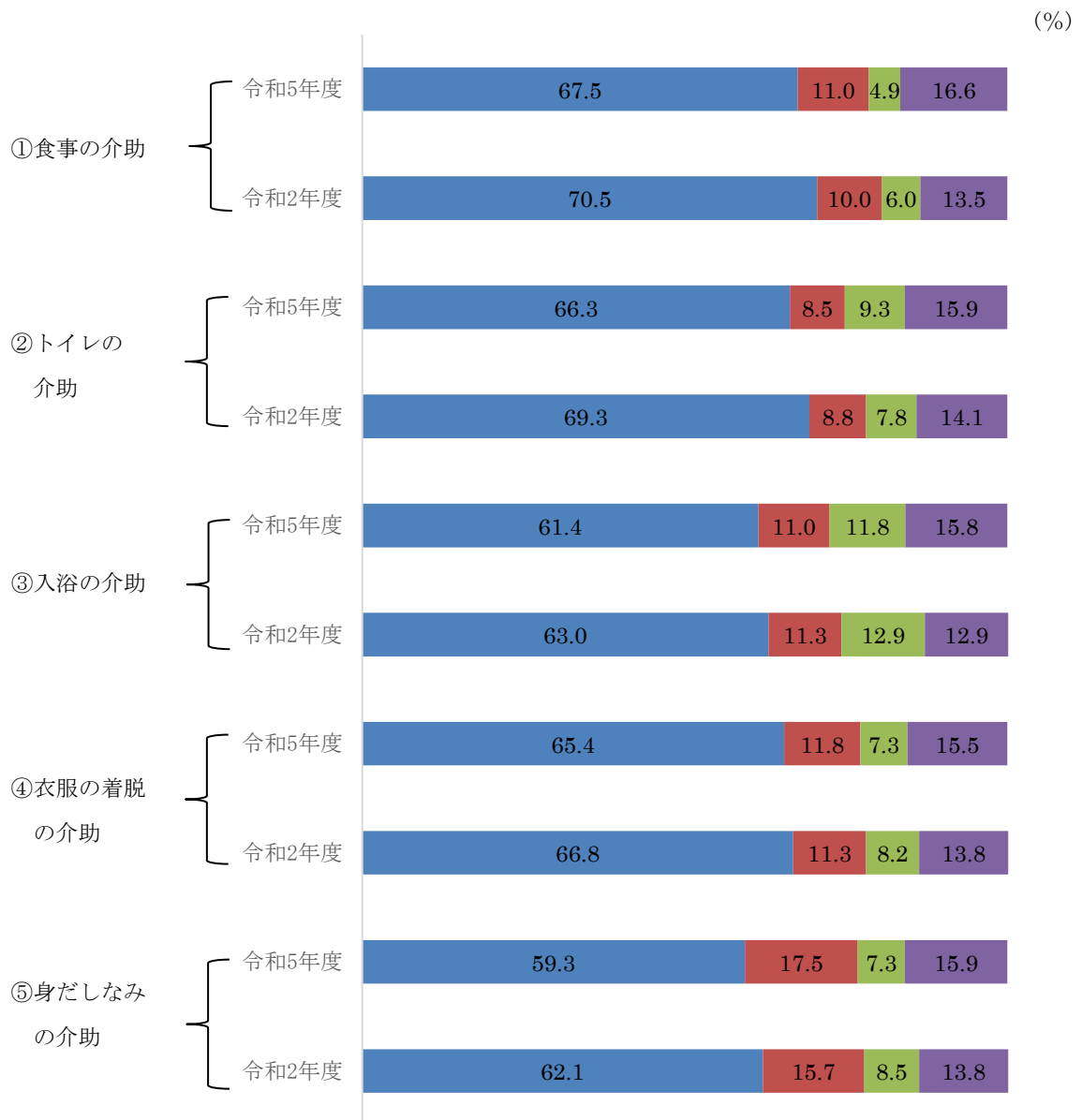
①日常生活に必要な支援・援助

【全体・時系列】

日常生活で介助や援助が「全部必要」の割合が比較的高いのは、⑨お金の管理の援助、⑦外出の援助、⑩薬の管理の援助となっています。

また、各項目とも令和2年度よりも「不要（一人のできる）」割合が低下しています。

【全体・時系列】日常生活に必要な支援・援助



総数

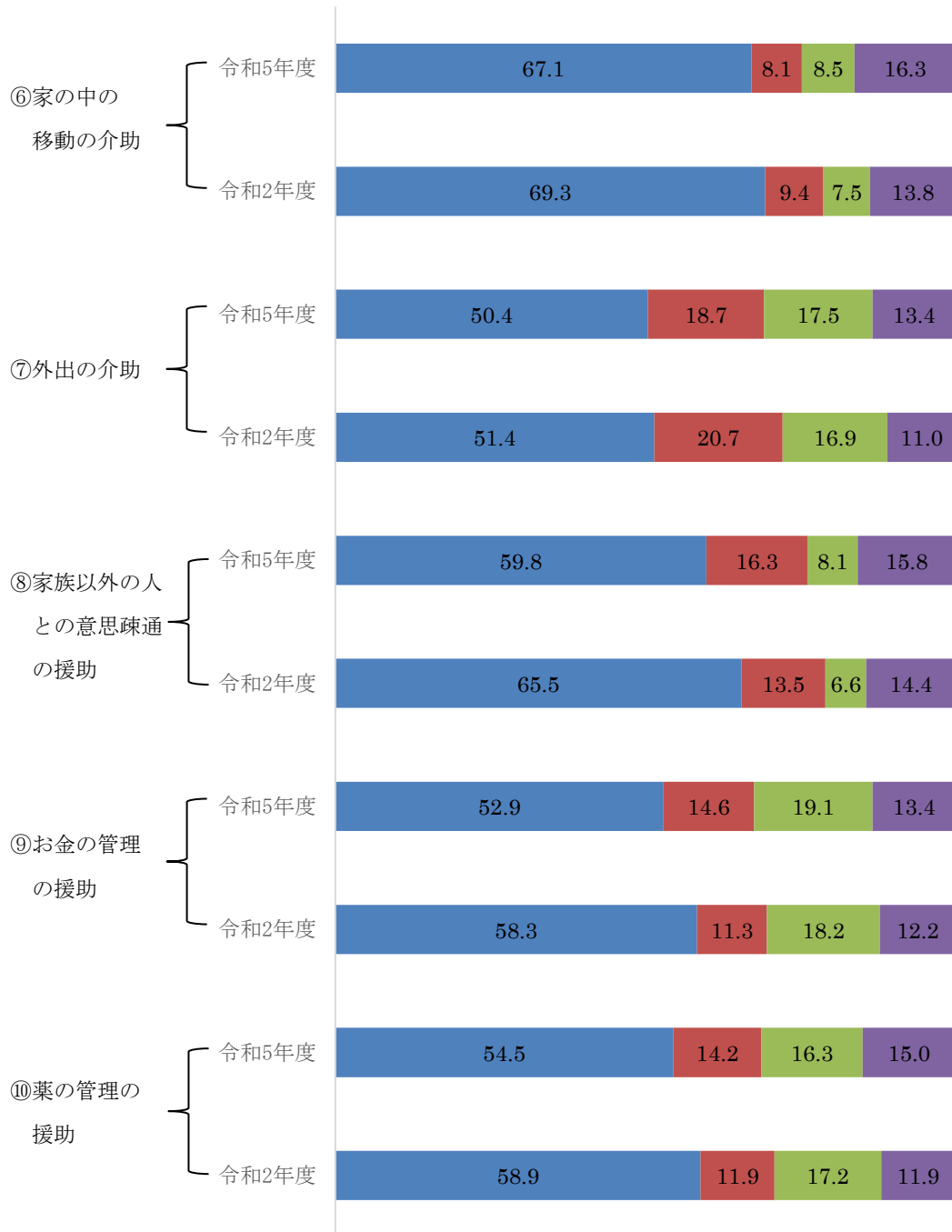
令和5年度=246人

令和2年度=319人

■不要（一人のできる） ■一部（時々）必要 ■全部介助 ■無回答

(つづき)

(%)



総数

令和5年度=246人

令和2年度=319人

■ 不要（一人ができる） ■ 一部（時々）必要 ■ 全部介助 ■ 無回答

【障がい別】

障がい別に介助・援助が必要な割合（「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計割合）が比較的高いのは、身体障がいは「⑦外出の介助」が34.2%、知的障がいは「⑨お金の管理の援助」が70.2%、精神障がいは「⑨お金の管理の援助」が35.5%となっています。

【全体・障がい別】介助・援助が必要な割合（「一部（時々）必要」「全部必要」の合計割合）単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
①食事の介助	39 (15.9)	31 (16.6)	12 (21.1)	5 (16.1)
②トイレの介助	44 (17.9)	37 (19.8)	13 (22.8)	2 (6.5)
③入浴の介助	56 (22.8)	42 (22.5)	17 (29.8)	3 (9.7)
④衣服の着脱の介助	47 (19.1)	37 (19.8)	15 (26.3)	3 (9.7)
⑤身だしなみの介助	61 (24.8)	43 (23.0)	25 (43.9)	6 (19.4)
⑥家の中の移動の介助	41 (16.7)	34 (18.2)	11 (19.3)	1 (3.2)
⑦外出の介助	89 (36.2)	64 (34.2)	29 (50.9)	7 (22.6)
⑧家族以外との意思疎通の援助	60 (24.4)	41 (21.9)	22 (38.6)	8 (25.8)
⑨お金の管理の援助	83 (33.7)	46 (24.6)	40 (70.2)	11 (35.5)
⑩薬の管理の援助	75 (30.5)	47 (25.1)	34 (59.6)	8 (25.8)

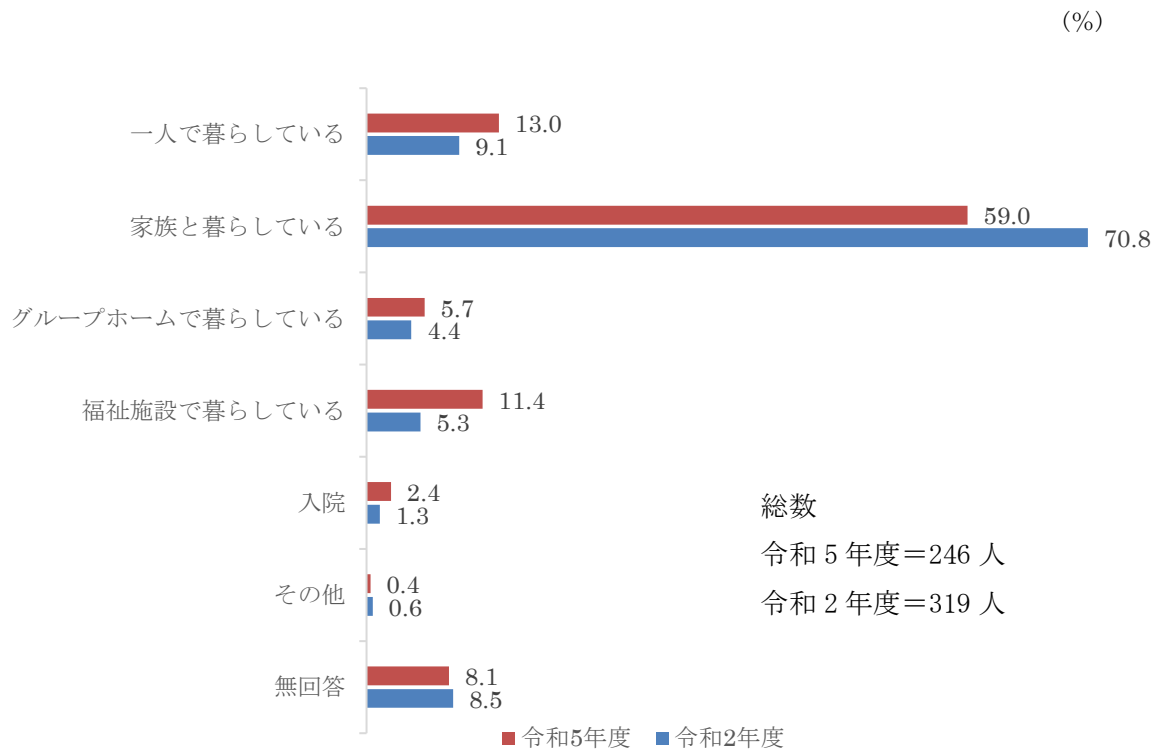
②住まいや暮らし

ア 現在の暮らし

【全体・時系列】

現在の暮らしは、「家族と暮らしている」が最も高く59.0%であり、令和2年度(70.8%)よりも11.8ポイント大きく低下しています。次いで「一人暮らし」が13.0%となっています。「福祉施設で暮らしている」が11.4%であり、令和2年度(5.3%)よりも6.1ポイント上昇しています。

【全体・時系列】現在の暮らし



【障がい別】

障がい別の現在の暮らしは、いずれも「家族と暮らしている」が高い割合です。しかし、令和2年度より身体障害者では11.5ポイント、知的障害者では12.8ポイント、精神障害者では28.2ポイントと大きく低下しています。

知的障がいでは「グループホームで暮らしている」が17.6%であり、令和2年度(12.1%)よりも5.5ポイント上昇しています。

【全体・障がい別】現在の暮らし

単位：人（%）

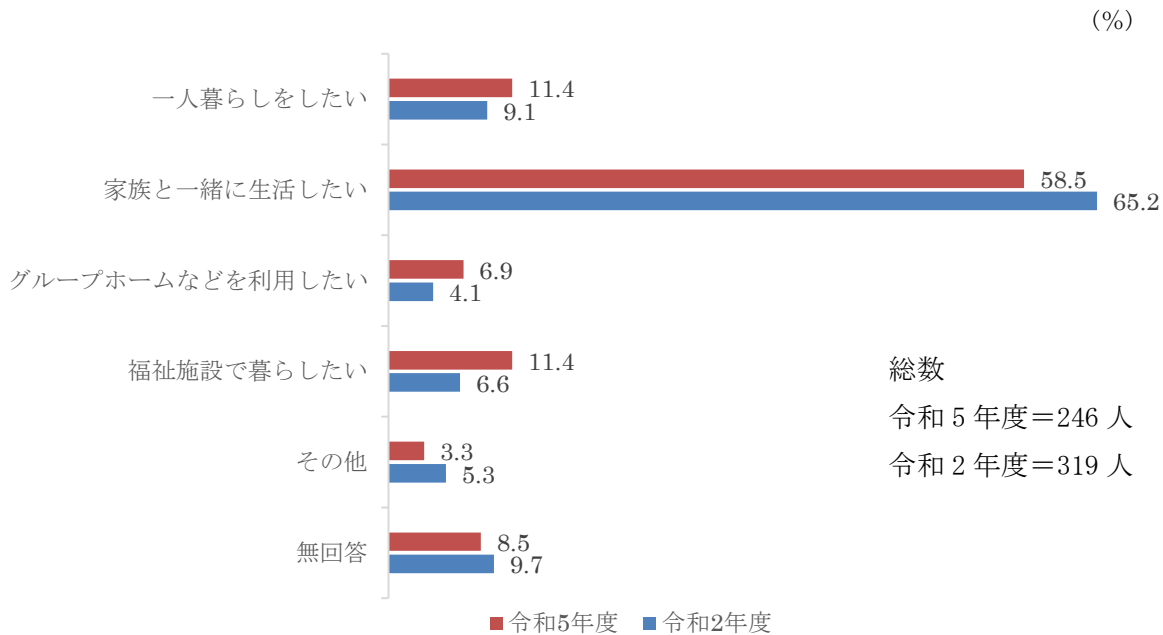
	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 一人で暮らしている	32 (13.0)	23 (12.3)	2 (3.5)	11 (35.5)
2 家族と暮らしている	145 (59.0)	113 (60.4)	33 (57.9)	14 (45.1)
3 グループホームで暮らしている	14 (5.7)	5 (2.7)	10 (17.6)	1 (3.2)
4 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	28 (11.4)	21 (11.2)	8 (14.0)	2 (6.5)
5 病院に入院している	6 (2.4)	6 (3.2)	2 (3.5)	0 (0.0)
6 その他	1 (0.4)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 無回答	20 (8.1)	18 (9.6)	2 (3.5)	3 (9.7)

イ 今後、3年以内の暮らし

【全体】

今後、3年以内の暮らしは、「家族と一緒に生活したい」が最も高く58.5%ですが、令和2年度(65.2%)よりも6.7ポイント低下しています。「福祉施設で暮らしたい」が11.4%であり、令和2年度(6.6%)よりも4.8ポイント上昇しています。

【全体】今後、3年以内の暮らし



障がい別では、いずれも「家族と一緒に生活したい」が高い傾向です。知的障がいでは「グループホームで暮らしたい」が22.8%であり、令和2年度(13.8%)よりも9.0ポイント上昇しています。

【全体・障がい別】今後、3年以内の暮らし

単位：人 (%)

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 一般の住宅で一人暮らしをしたい	28 (11.4)	21 (11.2)	1 (1.7)	8 (25.8)
2 家族と一緒に生活したい	144 (58.5)	112 (59.9)	31 (54.4)	13 (42.0)
3 グループホームなどを利用したい	17 (6.9)	6 (3.2)	13 (22.8)	2 (6.4)
4 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい	28 (11.4)	22 (11.8)	9 (15.8)	2 (6.4)
5 その他	8 (3.3)	7 (3.7)	0 (0.0)	3 (9.7)
6 無回答	21 (8.5)	19 (10.2)	3 (5.3)	3 (9.7)

ウ 希望する暮らしに必要な支援

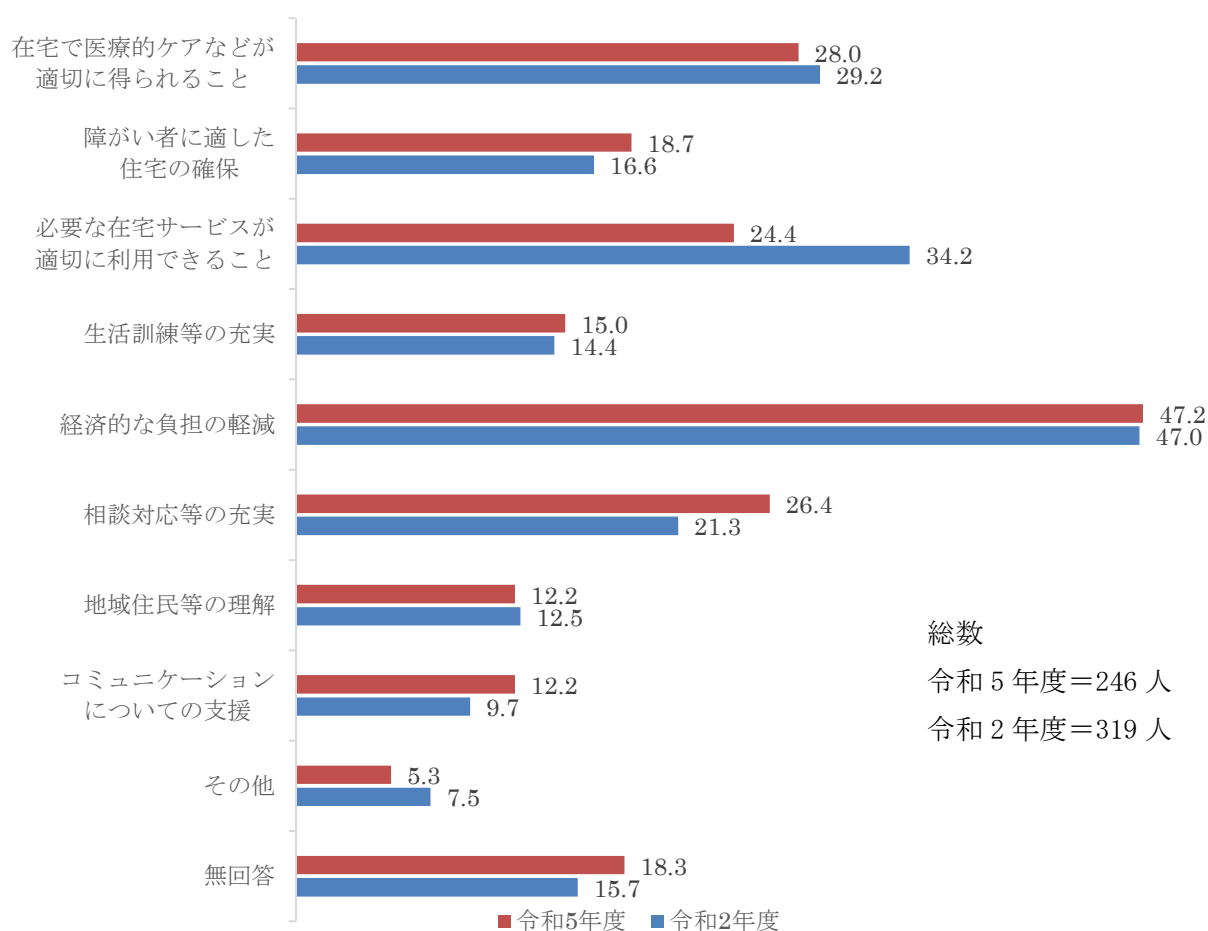
【全体】

希望する暮らしに必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が最も高く47.2%ですが、令和2年度（47.0%）と同様です。

「相談対応等の充実」が26.4%と令和2年度（21.3%）よりも5.1ポイント上昇しています。

【全体】希望する暮らしに必要な支援（複数回答）

（%）



【障がい別】

障がい別では、いずれも「経済的な負担の軽減」が高く、次いで身体障がいでは「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が29.9%、「相談対応等の充実」が知的障がいでは40.4%、精神障がいでは38.7%です。

【全体・障がい別】希望する暮らしに必要な支援（複数回答） 単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	69 (28.0)	56 (29.9)	9 (15.8)	7 (22.6)
2 障がい者に適した住宅の確保	46 (18.7)	31 (16.6)	13 (22.8)	8 (25.8)
3 必要な在宅サービスが適切に利用できること	60 (24.4)	46 (24.6)	11 (19.3)	5 (16.1)
4 生活訓練等の充実	37 (15.0)	20 (10.7)	14 (24.6)	9 (29.0)
5 経済的な負担の軽減	116 (47.2)	81 (43.3)	29 (50.9)	20 (64.5)
6 相談対応等の充実	65 (26.4)	36 (19.3)	23 (40.4)	12 (38.7)
7 地域住民等の理解	30 (12.2)	17 (9.1)	9 (15.8)	4 (12.9)
8 コミュニケーションについての支援	30 (12.2)	14 (7.5)	10 (17.5)	5 (16.1)
9 その他	13 (5.3)	10 (5.3)	1 (1.8)	2 (6.5)
10 無回答	45 (18.3)	39 (20.9)	8 (14.0)	5 (16.1)

エ 日中活動や就労

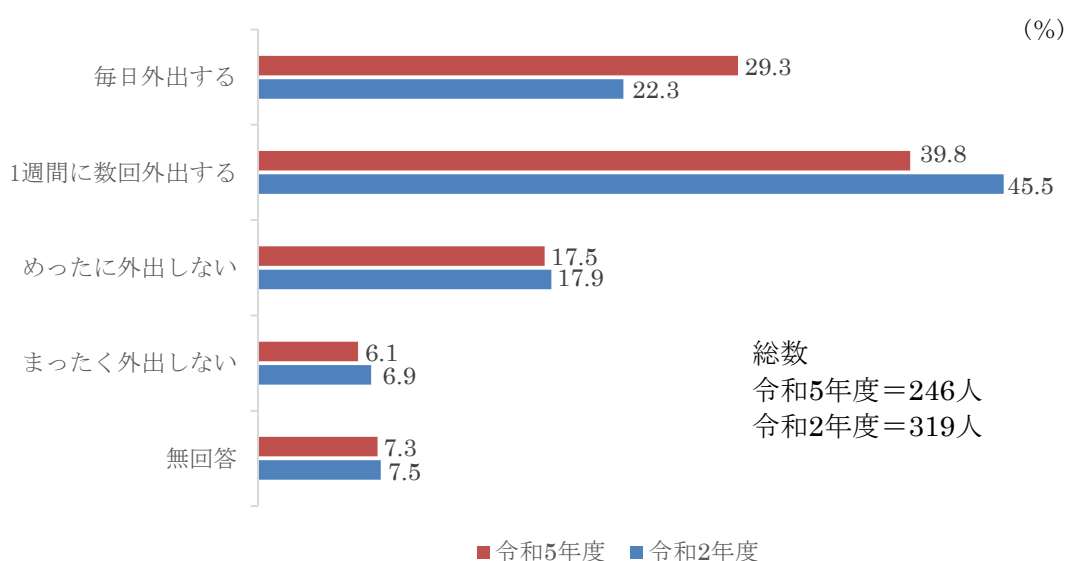
1) 1週間の外出頻度

【全体・時系列】

1週間の外出頻度は、「毎日外出する」が29.3%で令和2年度（22.3%）よりも7.0ポイント上昇しています。「まったく外出しない」は6.1%で令和2年度（6.9%）よりも0.8ポイント低下しています。

外出頻度が増えた要因として、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、行動制限がなくなったことも考えられます。

【全体・時系列】 1週間の外出頻度



【障がい別】

障がい別では、身体障がいでは「1週間に数回外出する」が42.8%と高く、知的障がい及び精神障がいでは「毎日外出する」がそれぞれ40.4%、38.7%となっています。

また、「まったく外出しない」割合は、いずれも1割以下となっています。

【全体・障がい別】 1週間の外出頻度

単位：人 (%)

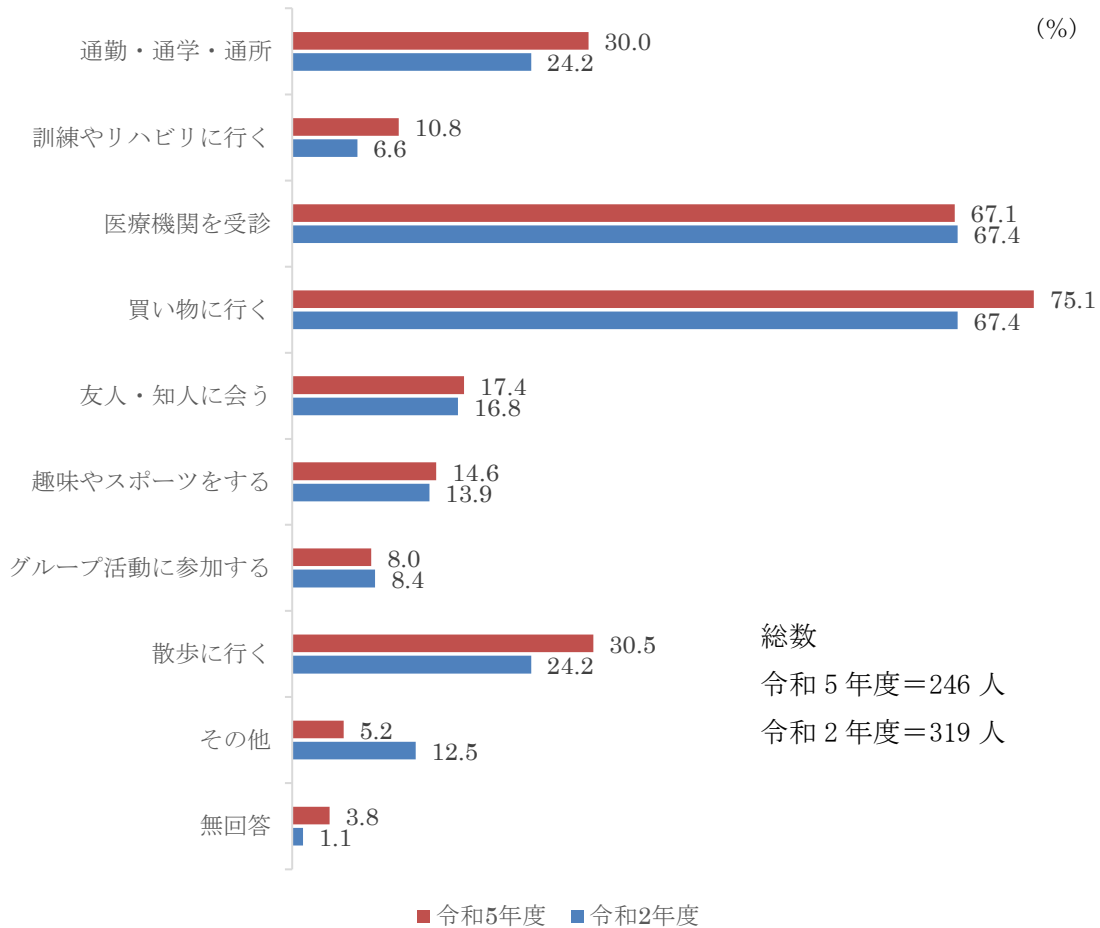
	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 毎日外出する	72 (29.3)	49 (26.2)	23 (40.4)	12 (38.7)
2 1週間に数回外出する	98 (39.8)	80 (42.8)	19 (33.3)	11 (35.5)
3 めったに外出しない	43 (17.5)	31 (16.6)	9 (15.8)	5 (16.1)
4 まったく外出しない	15 (6.1)	13 (6.9)	4 (7.0)	0 (0.0)
5 無回答	18 (7.3)	14 (7.5)	2 (3.5)	3 (9.7)

2) 外出の目的

【全体・時系列】

外出の目的は、「買い物に行く」が75.1%と高く、令和2年度（67.4%）よりも7.7ポイント上昇しています。「医療機関を受診」は67.1%と、令和2年度（67.4%）と同様です。

【全体・時系列】外出の目的（複数回答）



【障がい別】

障がい別では、いずれも「買い物に行く」が高く、身体障がい者が72.5%、知的障がい者が70.6%、精神障がい者が78.6%と7割を超えています。

【全体・障がい別】外出の目的（複数回答）

単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	213 (100.0)	160 (100.0)	51 (100.0)	28 (100.0)
1 通勤・通学・通所	64 (30.0)	35 (21.9)	25 (49.0)	11 (39.3)
2 訓練やリハビリに行く	23 (10.8)	17 (10.6)	6 (11.8)	6 (21.4)
3 医療機関を受診	143 (67.1)	107 (66.9)	25 (49.0)	19 (67.9)
4 買い物に行く	160 (75.1)	116 (72.5)	36 (70.6)	22 (78.6)
5 友人・知人に会う	37 (17.4)	29 (18.1)	4 (7.8)	6 (21.4)
6 趣味やスポーツをする	31 (14.6)	19 (11.9)	5 (9.8)	7 (25.0)
7 グループ活動に参加する	17 (8.0)	9 (5.6)	2 (3.9)	5 (17.9)
8 散歩に行く	65 (30.5)	45 (28.1)	16 (31.4)	6 (21.4)
9 その他	11 (5.2)	7 (4.4)	2 (3.9)	2 (7.1)
10 無回答	8 (3.8)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)

3) 外出時に困ること

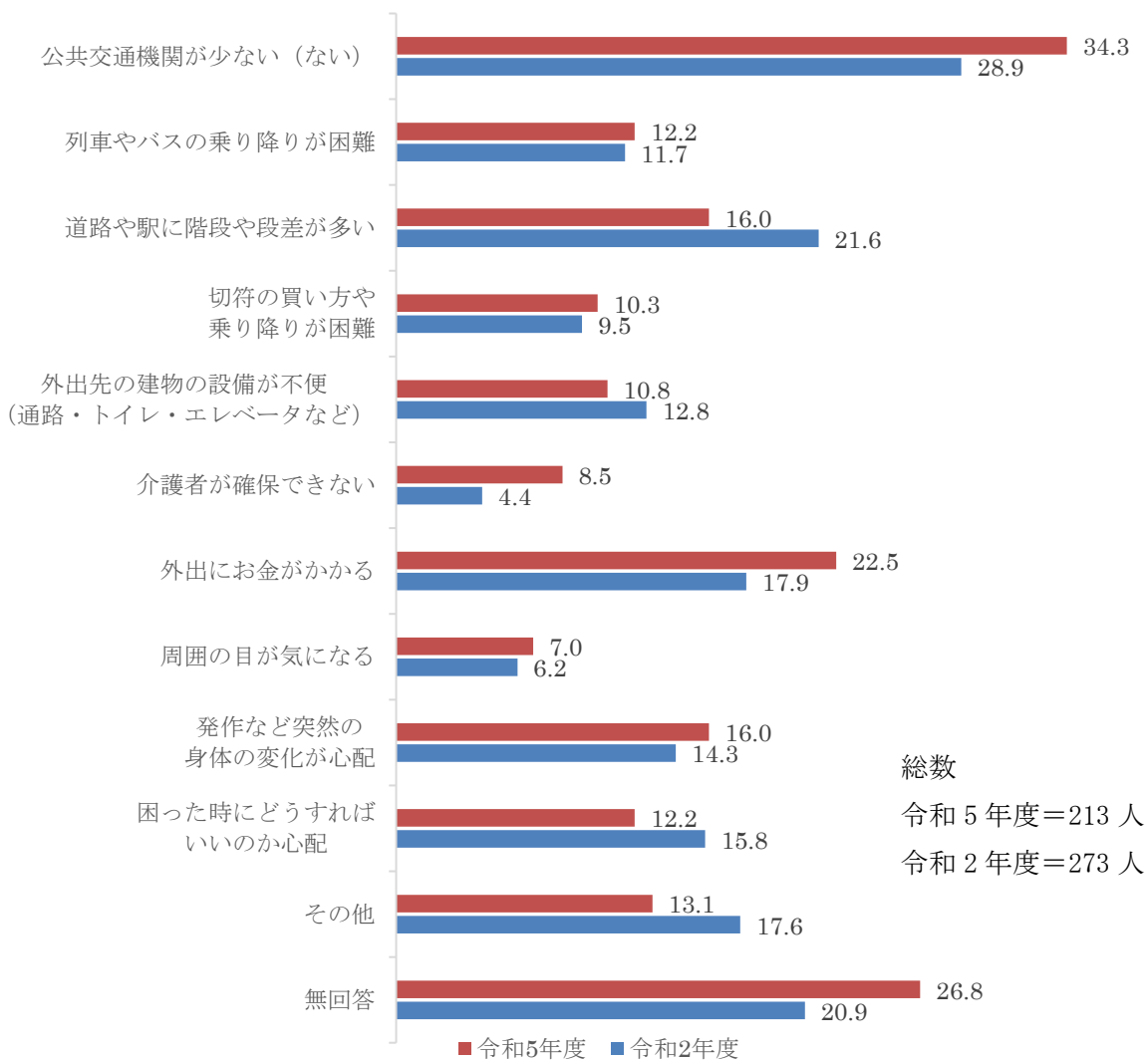
【全体・時系列】

外出時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が34.3%であり、令和2年度(28.9%)よりも5.4ポイント上昇しています。次いで「外出にお金がかかる」が22.5%であり、令和2年度(17.9%)よりも4.6ポイント上昇しています。

一方、「道路や駅に階段や段差が多い」は16.0%であり、令和2年度(21.6%)よりも5.6ポイント低下しています。

【全体・時系列】 外出時に困ること (複数回答)

(%)



【障がい別】

障がい別では、いずれも「公共交通機関が少ない(ない)」が高く、身体障がいは31.3%、知的障がいは33.3%、精神障がいは42.9%です。次いで、いずれも「外出にお金がかかる」であり、身体障がいは21.3%、知的障がいは21.6%、精神障がいは35.7%です。

【全体・障がい別】外出時に困ること(複数回答)

単位：人(%)

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	213 (100.0)	160 (100.0)	51 (100.0)	28 (100.0)
1 公共交通機関が少ない(ない)	73 (34.3)	50 (31.3)	17 (33.3)	12 (42.9)
2 列車やバスの乗り降りが困難	26 (12.2)	17 (10.6)	8 (15.7)	2 (7.1)
3 道路や駅に階段や段差が多い	34 (16.0)	27 (16.9)	5 (9.8)	3 (10.7)
4 切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	22 (10.3)	10 (6.3)	10 (19.6)	5 (17.9)
5 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	23 (10.8)	16 (10.0)	5 (9.8)	1 (3.6)
6 介助者が確保できない	18 (8.5)	10 (6.3)	5 (9.8)	2 (7.1)
7 外出にお金がかかる	48 (22.5)	34 (21.3)	11 (21.6)	10 (35.7)
8 周囲の目が気になる	15 (7.0)	11 (6.9)	4 (7.8)	3 (10.7)
9 発作など突然の身体の変化が心配	34 (16.0)	26 (16.3)	4 (7.8)	3 (10.7)
10 困った時にどうすればいいのか心配	26 (12.2)	16 (10.0)	9 (17.6)	4 (14.3)
11 その他	28 (13.1)	24 (15.0)	3 (5.9)	3 (10.7)
12 無回答	57 (26.8)	37 (23.1)	13 (25.5)	4 (14.3)

4) 平日の日中の過ごし方

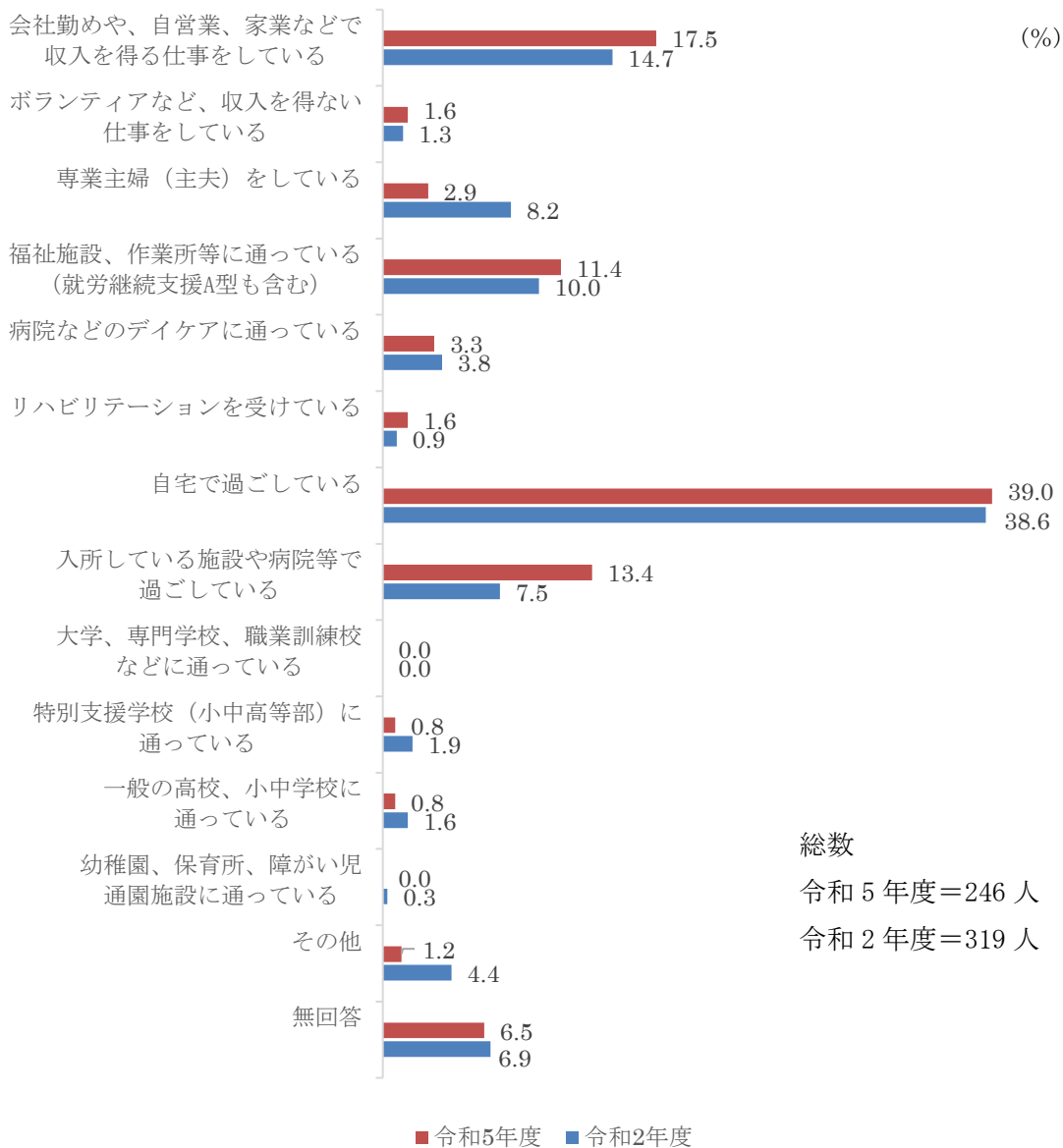
【全体・時系列】

平日の過ごし方は、「自宅で過ごしている」が39.0%であり、令和2年度（38.6%）と同様になっています。

次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が17.5%であり、令和2年度（14.7%）よりも2.8ポイント上昇しています。

また、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が11.4%であり、令和2年度（10.0%）よりも1.4ポイント上昇しています。

【全体・時系列】 平日の日中の過ごし方



【障がい別】

障がい別では、身体障がいは「自宅で過ごしている」が42.2%、知的障がいは「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が35.1%、精神障がいは「自宅で過ごしている」48.4%です。

【全体・障がい別】 平日の日中の過ごし方

単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	43 (17.5)	38 (20.3)	5 (8.7)	2 (6.5)
2 ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	4 (1.6)	3 (1.6)	0 (0.0)	1 (3.2)
3 専業主婦（主夫）をしている	7 (2.9)	5 (2.7)	1 (1.8)	1 (3.2)
4 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	28 (11.4)	9 (4.8)	20 (35.1)	5 (16.1)
5 病院などのデイケアに通っている	8 (3.3)	6 (3.2)	2 (3.5)	1 (3.2)
6 リハビリテーションを受けている	4 (1.6)	3 (1.6)	1 (1.8)	1 (3.2)
7 自宅で過ごしている	96 (39.0)	79 (42.3)	13 (22.8)	15 (48.4)
8 入所している施設や病院等で過ごしている	33 (13.4)	27 (14.4)	9 (15.8)	2 (6.5)
9 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10 特別支援学校（小中高等部）に通っている	2 (0.8)	0 (0.0)	2 (3.5)	0 (0.0)
11 一般の高校、小中学校に通っている	2 (0.8)	1 (0.5)	1 (1.8)	1 (3.2)
12 幼稚園、保育所、障がい児通園施設に通っている	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
13 その他	3 (1.2)	2 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
14 無回答	16 (6.5)	14 (7.5)	3 (5.2)	2 (6.5)

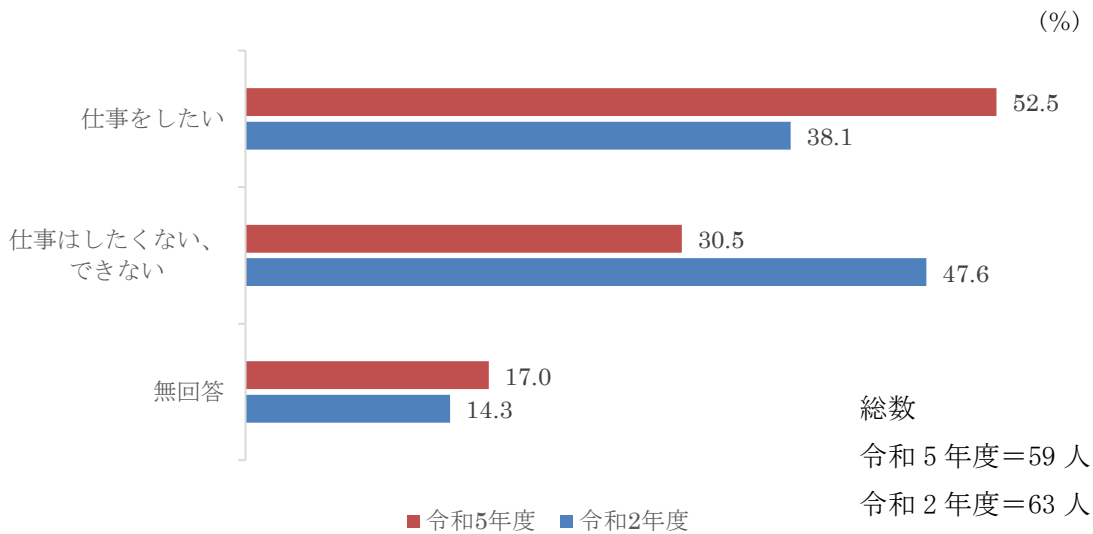
5) 就労の意向

【全体・時系列】

18歳から64歳で収入を得る仕事をしていない方(59人)のうち、「仕事をしたい」が52.5%であり、令和2年度(38.1%)よりも14.4ポイント上昇しています。

一方、「仕事はしたくない、できない」が30.5%であり、令和2年度(47.6%)よりも17.1ポイント低下しています。

【全体・時系列】18歳から64歳で未就労者の就労意向



【障がい別】

障がい別では、いずれも「仕事をしたい」が高く、身体障がい及び知的障がい44.8%、精神障がい70.6%です。

【全体・障がい別】18歳から64歳で未就労者の就労意向

単位：人 (%)

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	59 (100.0)	29 (100.0)	29 (100.0)	17 (100.0)
1 仕事をしたい	31 (52.5)	13 (44.8)	13 (44.8)	12 (70.6)
2 仕事はしたくない、できない	18 (30.5)	8 (27.6)	10 (34.5)	5 (29.4)
3 無回答	10 (17.0)	8 (27.6)	6 (20.7)	0 (0.0)

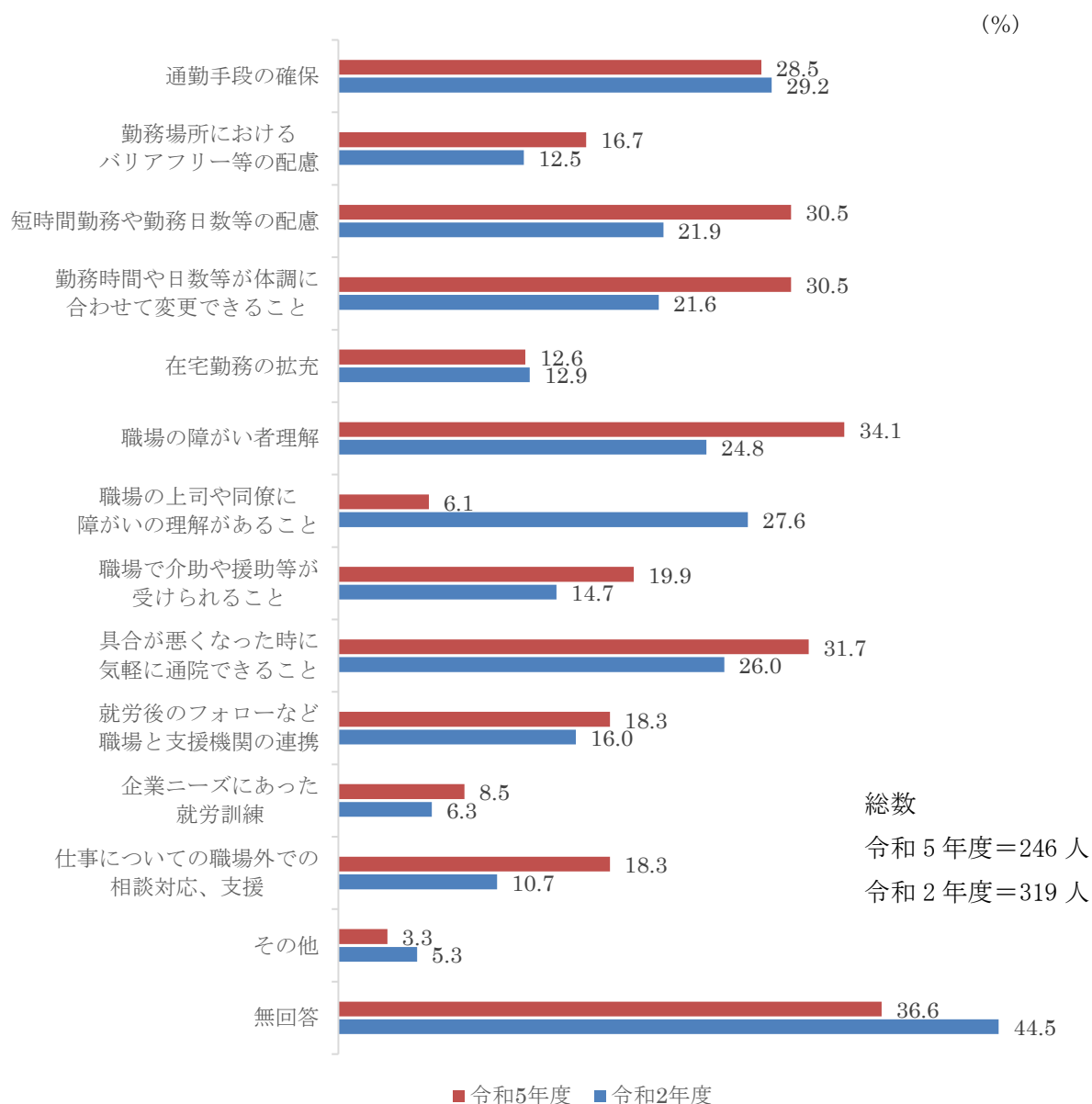
6) 障がい者の就労支援で必要なこと

【全体・時系列】

障がい者の就労支援で必要なことは、「職場の障がい者理解」が34.1%であり、令和2年度（24.8%）よりも9.3ポイント上昇しています。

次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が31.7%であり、令和2年度（26.0%）よりも5.7ポイント上昇しています。

【全体・時系列】 障がい者の就労支援で必要なこと（複数回答）



【障がい別】

障がい別では、身体障がい及び精神障がいは「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」がそれぞれ29.4%と48.4%であり、知的障がいは「職場の障がい者理解」が42.1%です。

【全体・障がい別】障がい者の就労支援で必要なこと（複数回答） 単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 通勤手段の確保	70 (28.5)	42 (22.5)	22 (38.6)	12 (38.7)
2 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	41 (16.7)	32 (17.1)	7 (12.3)	3 (9.7)
3 短時間勤務や勤務日数等の配慮	75 (30.5)	51 (27.3)	17 (29.8)	12 (38.7)
4 勤務時間や勤務日数等の配慮	75 (30.5)	49 (26.2)	20 (35.1)	13 (41.9)
5 在宅勤務の拡充	31 (12.6)	24 (12.8)	2 (3.5)	3 (9.7)
6 職場の障がい者理解	84 (34.1)	53 (28.3)	24 (42.1)	12 (38.7)
7 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	15 (6.1)	48 (25.7)	22 (38.6)	13 (41.9)
8 職場で介助や援助等が受けられること	49 (19.9)	33 (17.6)	14 (24.6)	3 (9.7)
9 具合が悪くなった時に気軽に通院できること	78 (31.7)	55 (29.4)	14 (24.6)	15 (48.4)
10 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	45 (18.3)	28 (15.0)	11 (19.3)	8 (25.8)
11 企業ニーズに合った就労訓練	21 (8.5)	14 (7.5)	4 (7.0)	3 (9.7)
12 仕事についての職場外での相談対応、支援	45 (18.3)	26 (13.9)	14 (24.6)	8 (25.8)
13 その他	8 (3.3)	4 (2.1)	2 (3.5)	2 (6.5)
14 無回答	90 (36.6)	84 (44.9)	17 (29.8)	6 (19.4)

オ 相談相手

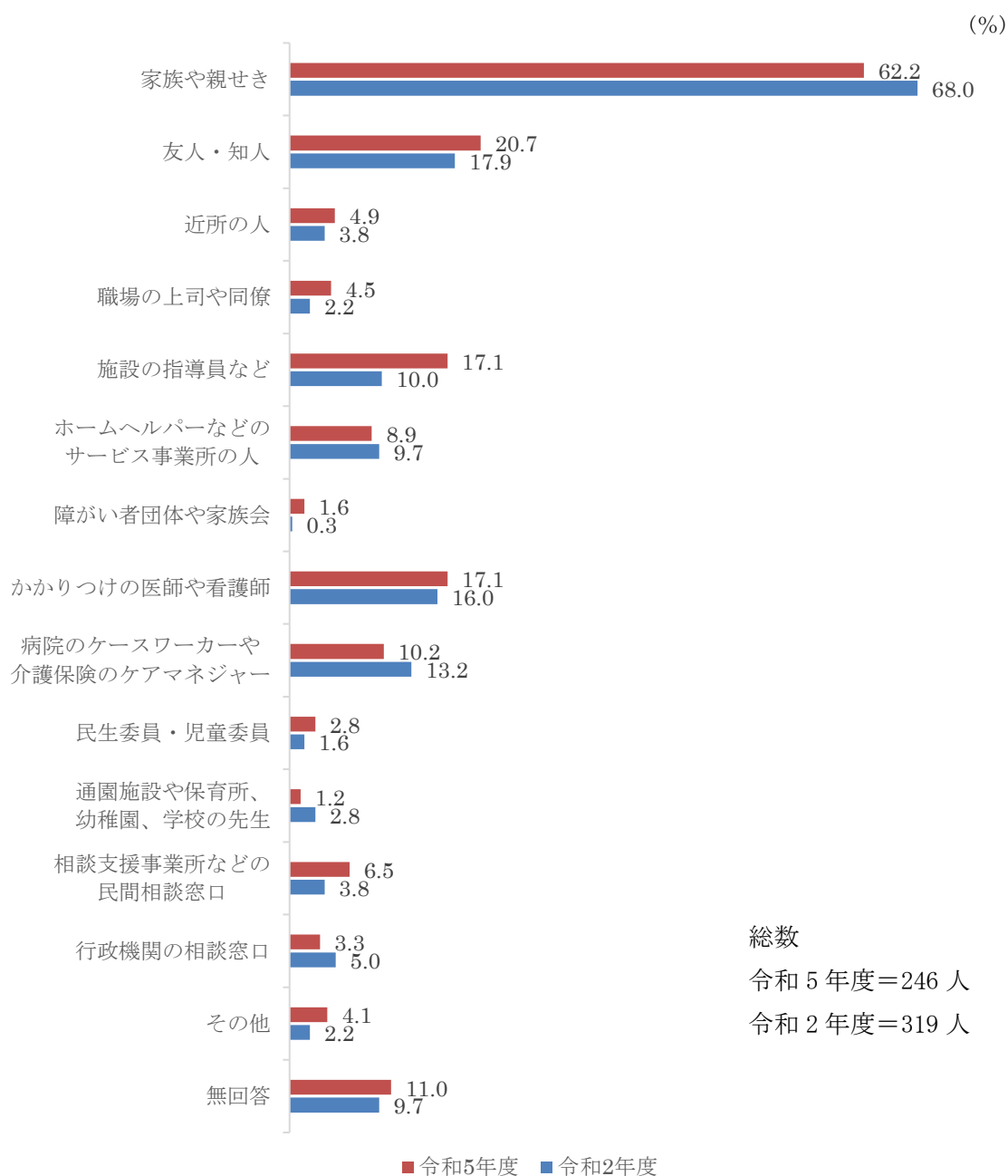
1) 悩みごとの相談相手

【全体・時系列】

悩みごとの相談相手は、「家族や親せき」が最も高く62.2%ですが、令和2年度(68.0%)よりも5.8ポイントと低下しています。

次いで「友人・知人」が20.7%であり、令和2年度(17.9%)よりも2.8ポイント上昇しています。「施設の指導員など」が17.1%と令和2年度(10.1%)よりも7.1ポイント大きく上昇しています。

【全体・時系列】 悩みごとの相談相手（複数回答）



【障がい別】

障がい別では、いずれも「家族や親戚」最も高く、4割から6割台です。

次いで、身体障がいは「友人・知人」が20.9%、知的障がいは「施設の指導員など」が43.9%、精神障がいは「友人・知人」と「相談支援事業所などの民間の相談窓口」が32.3%です。

【全体・障がい別】 悩みごとの相談相手（複数回答） 単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 家族や親せき	153 (62.2)	121 (64.7)	26 (45.6)	17 (54.8)
2 友人・知人	51 (20.7)	39 (20.9)	8 (14.0)	10 (32.3)
3 近所の人	12 (4.9)	9 (4.8)	0 (0.0)	2 (6.5)
4 職場の上司や同僚	11 (4.5)	7 (3.7)	4 (7.0)	0 (0.0)
5 施設の指導員など	42 (17.1)	18 (9.6)	25 (43.9)	8 (25.8)
6 ホームヘルパーなどサービス事業所の人	22 (8.9)	15 (8.0)	6 (10.5)	5 (16.1)
7 障がい者団体や家族会	4 (1.6)	0 (0.0)	3 (5.3)	1 (3.2)
8 かかりつけの医師や看護師	42 (17.1)	31 (16.6)	6 (10.5)	7 (22.6)
9 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	25 (10.2)	18 (9.6)	6 (10.5)	3 (9.7)
10 民生委員・児童委員	7 (2.8)	6 (3.2)	0 (0.0)	1 (3.2)
11 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3 (1.2)	0 (0.0)	3 (5.3)	0 (0.0)
12 相談支援事業所などの民間の相談窓口	16 (6.5)	4 (2.1)	5 (8.8)	10 (32.3)
13 行政機関の相談窓口	8 (3.3)	6 (3.2)	2 (3.5)	2 (6.5)
14 その他	10 (4.1)	4 (2.1)	2 (3.5)	4 (12.9)
15 無回答	27 (11.0)	25 (13.4)	6 (10.5)	2 (6.5)

2) 障がいや福祉サービスの情報源

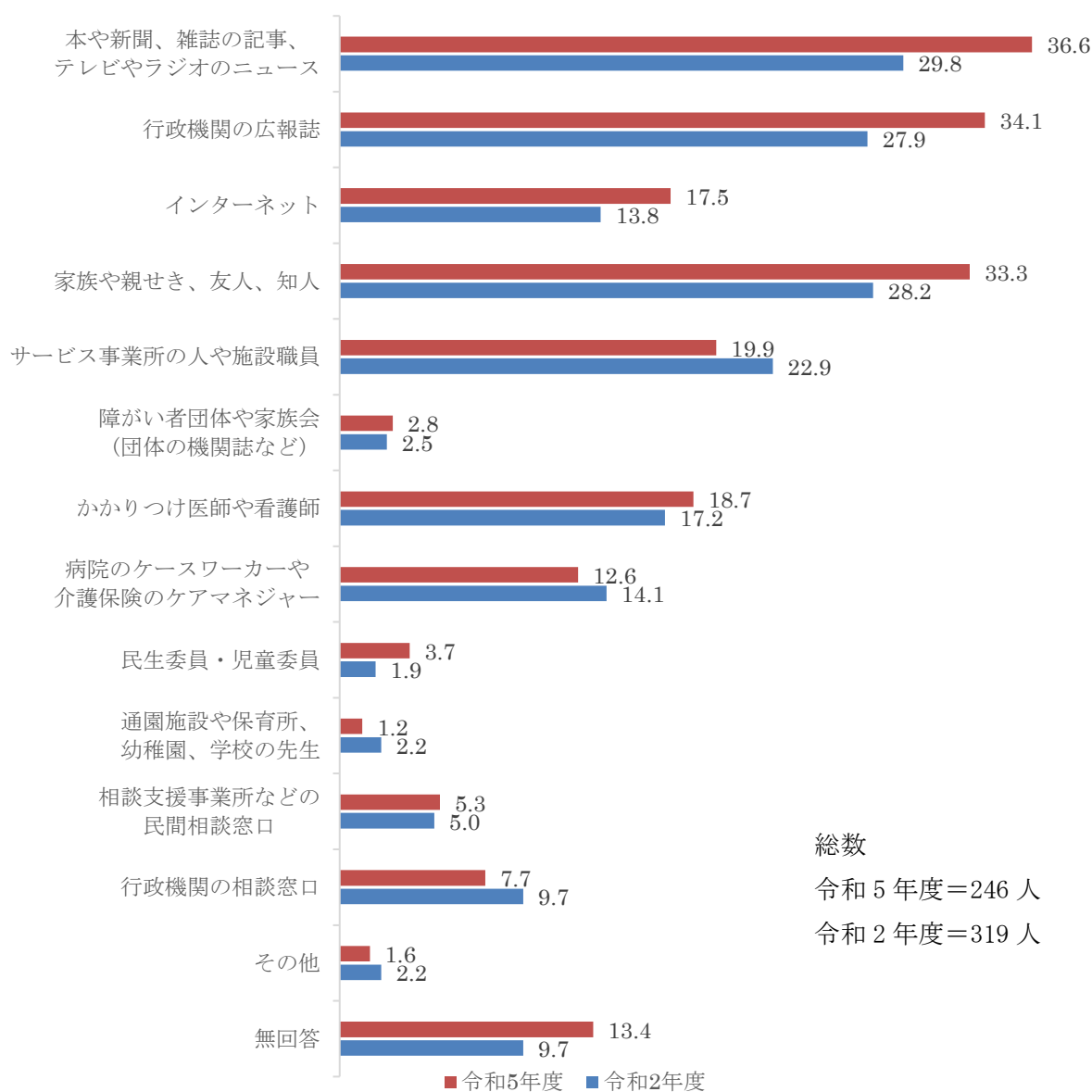
【全体・時系列】

障がいや福祉サービスの情報源は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.6%であり、令和2年度（29.8%）よりも6.8ポイント上昇しています。

次いで「行政機関の広報誌」が34.1%であり、令和2年度（27.9%）よりも6.2ポイント上昇しています。

【全体・時系列】 障がいや福祉サービスの情報源（複数回答）

(%)



【障がい別】

障がい別では、身体障がいは「行政機関の広報誌」が36.9%、知的障がいは「サービス事業所の人や施設職員」が45.6%、精神障がいは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が41.9%です。

【全体・障がい別】障がいや福祉サービスの情報源（複数回答） 単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	90 (36.6)	68 (36.4)	18 (31.6)	13 (41.9)
2 行政機関の広報誌	84 (34.1)	69 (36.9)	16 (28.1)	8 (25.8)
3 インターネット	43 (17.5)	29 (15.5)	6 (10.5)	10 (32.3)
4 家族や親せき、友人、知人	82 (33.3)	61 (32.6)	18 (31.6)	10 (32.3)
5 サービス事業所の人や施設職員	49 (19.9)	24 (12.8)	26 (45.6)	8 (25.8)
6 障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	7 (2.8)	1 (0.5)	5 (8.8)	1 (3.2)
7 かかりつけの医師や看護師	46 (18.7)	34 (18.2)	9 (15.8)	10 (32.3)
8 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	31 (12.6)	25 (13.4)	7 (12.3)	5 (16.1)
9 民生委員・児童委員	9 (3.7)	9 (4.8)	1 (1.8)	1 (3.2)
10 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3 (1.2)	0 (0.0)	3 (5.3)	0 (0.0)
11 相談支援事業所などの民間の相談窓口	13 (5.3)	0 (0.0)	4 (7.0)	8 (25.8)
12 行政機関の相談窓口	19 (7.7)	16 (8.6)	2 (3.5)	3 (9.7)
13 その他	4 (1.6)	3 (1.6)	1 (1.8)	0 (0.0)
14 無回答	33 (13.4)	28 (15.0)	6 (10.5)	1 (3.2)

カ 障害福祉サービスの利用

1) 現在の利用及び今後3年以内の利用予定

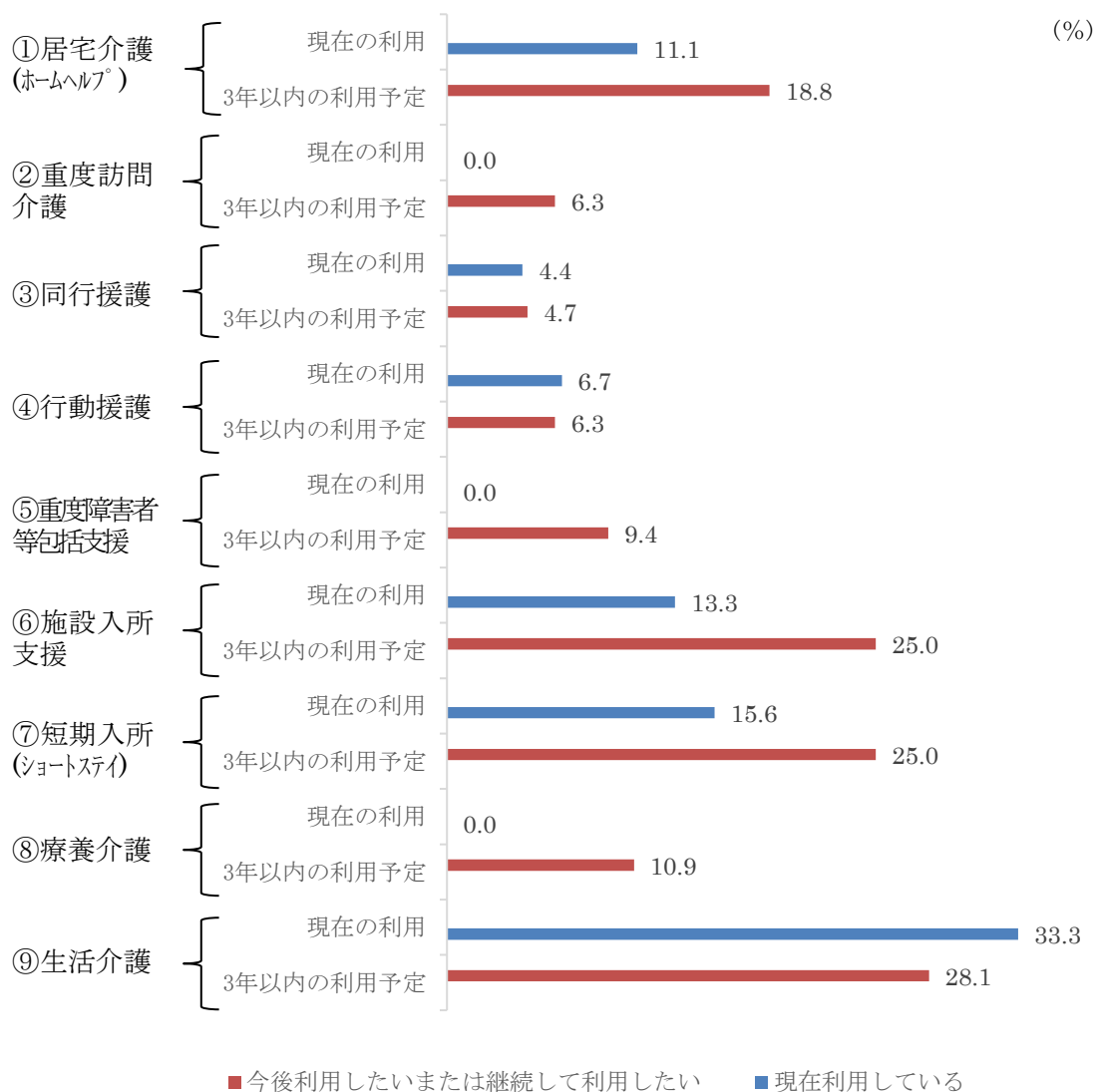
【全体】

障害福祉サービスの利用については、『今後3年以内の利用予定』が『現在の利用』よりもやや上回るサービスが多くなっています。

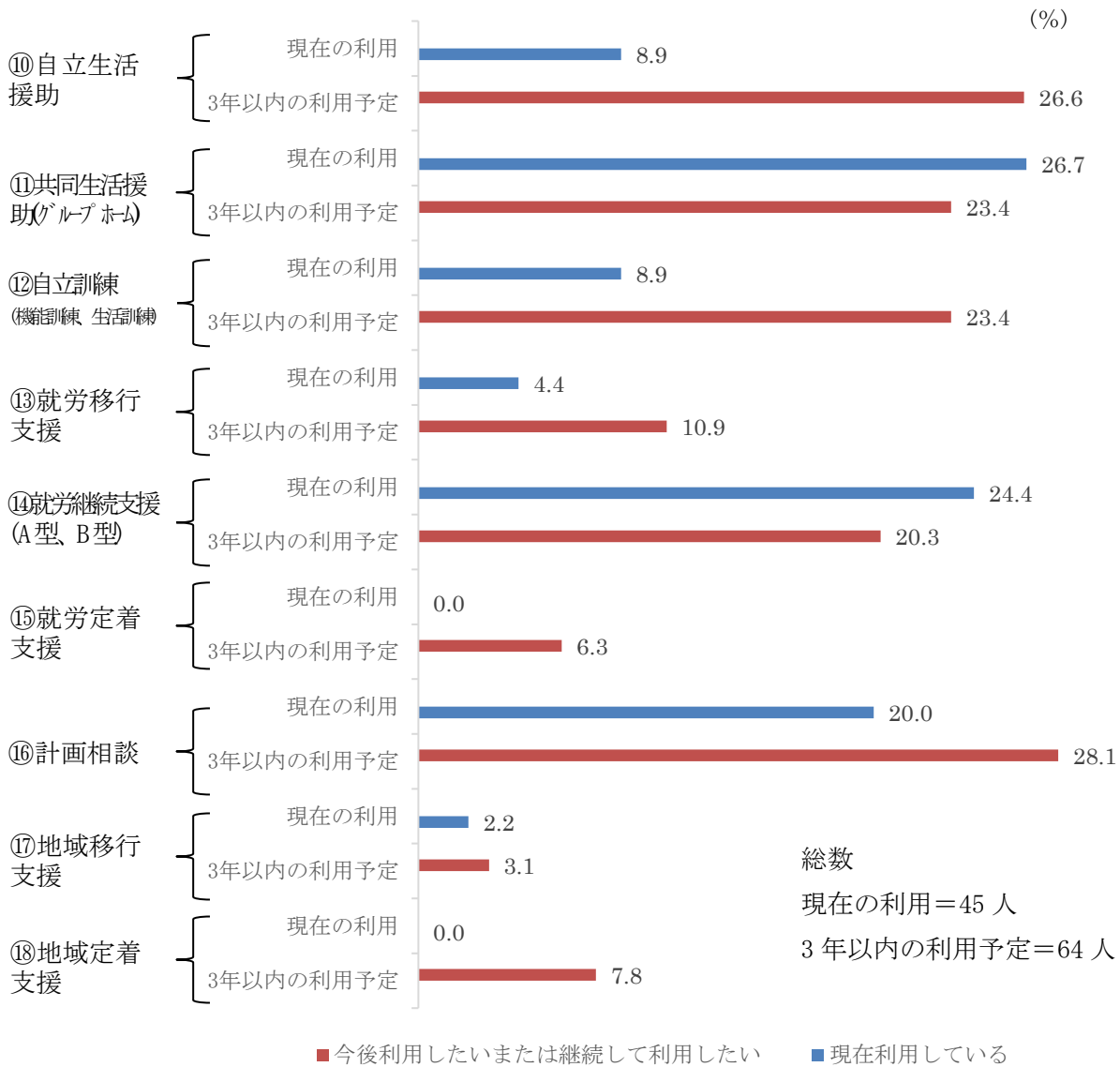
現在の利用は「生活介護」が最も高く33.3%であり、3年以内の利用予定は「生活介護」及び「計画相談」が最も高く28.1%です。

なお、障がい児福祉サービスは回答数が2人のため参考数値とします。

【全体】現在の利用及び今後3年以内の利用予定



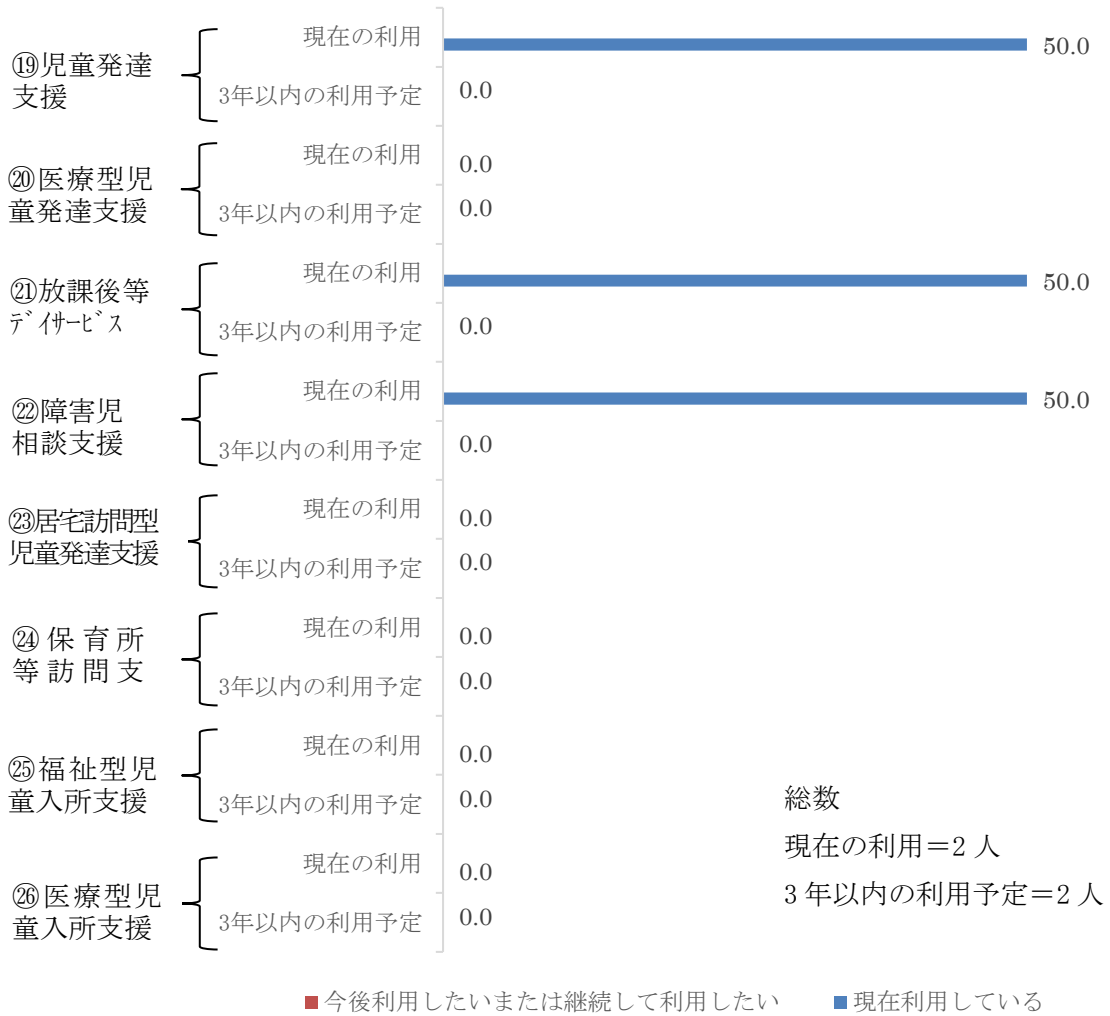
(つづき)



(つづき)

◇⑱から㉔の集計対象となる「18歳未満」の回答者は2人

(%)



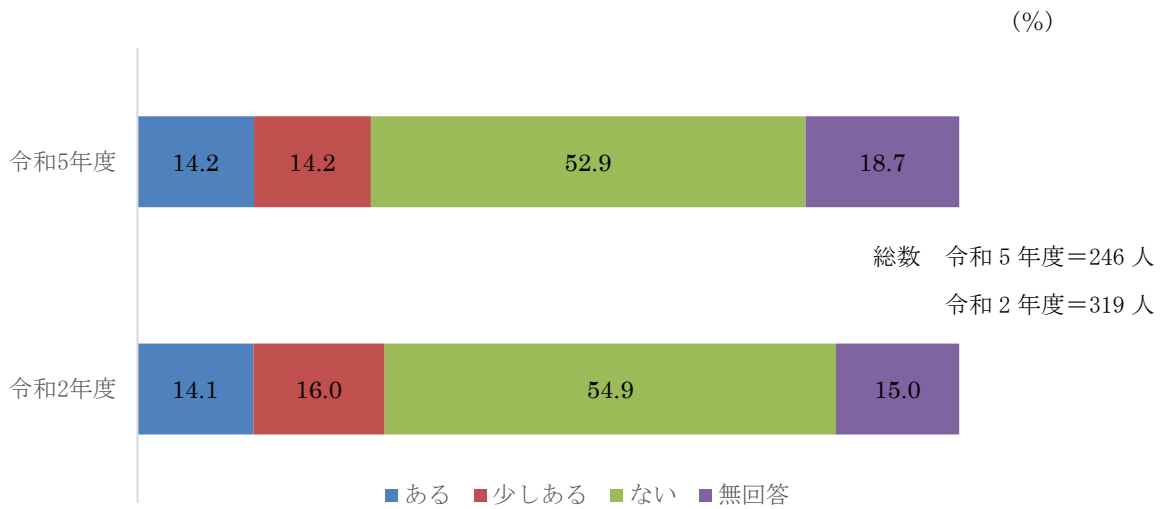
キ 権利擁護

1) 差別や嫌な思いの経験

【全体】

差別や嫌な思いの経験をしたことが「ある」、「少しはある」を合わせた割合は28.4%であり、令和2年度（30.1%）よりも1.7ポイント低下しています。

【全体・時系列】 差別や嫌な思いの経験の有無



【障がい別】

障がい別の差別や嫌な思いの経験をしたことが「ある」と「少しはある」を合わせた割合は、身体障がい20.9%、知的障がい50.9%、精神障がい51.6%です。

身体障がいに比べ、知的障がい及び精神障がい5割と高い割合です。

【全体・障がい別】 差別や嫌な思いの経験の有無

単位：人 (%)

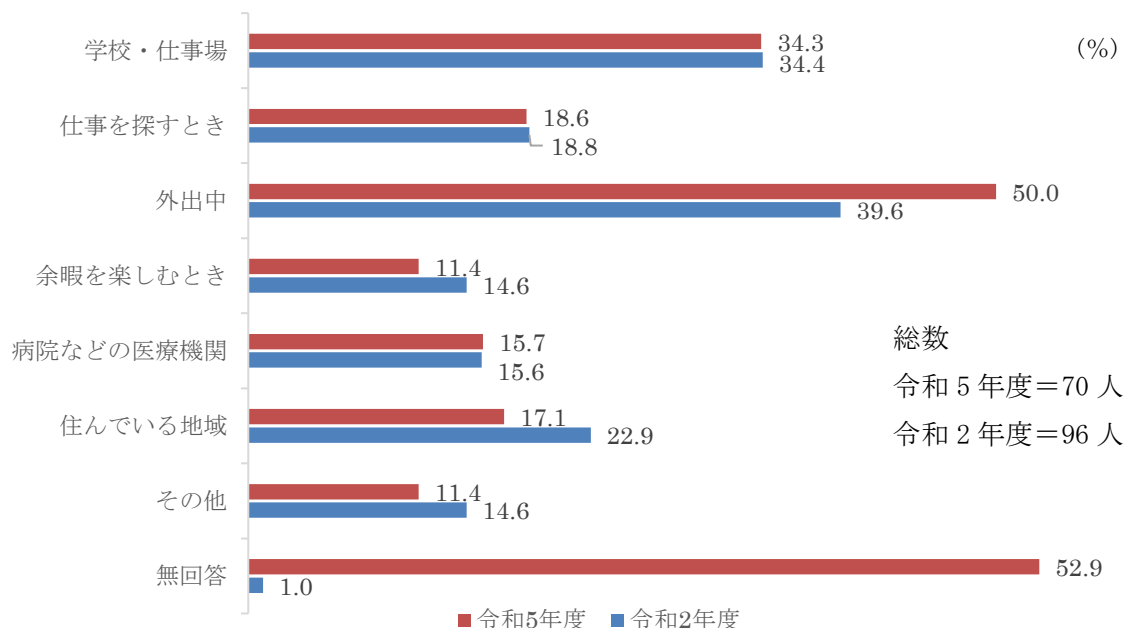
	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 ある	35 (14.2)	14 (7.5)	16 (28.1)	10 (32.3)
2 少しある	35 (14.2)	25 (13.3)	13 (22.8)	6 (19.3)
3 ない	130 (52.9)	109 (58.3)	19 (33.3)	10 (32.3)
4 無回答	46 (18.7)	39 (20.9)	9 (15.8)	5 (16.1)
「1」と「2」の合計	70 (28.4)	39 (20.9)	29 (50.9)	16 (51.6)

2) 差別や嫌な思いをした場所・場面

【全体】

差別や嫌な思いを経験したことがある（70人）場所や場面は、「外出中」が50.0%であり、令和2年度（39.6%）よりも10.4ポイント上昇しています。次いで「学校・仕事場」が34.3%であり、令和2年度（34.4%）と同様です。

【全体】 差別や嫌な思いの経験をした場所・場面（複数回答）



【障がい別】

障がい別では、身体障がいは「外出中」が59.0%、知的障がい及び精神障がいは「学校・仕事場」がそれぞれ48.3%と50.0%です。

【全体・障がい別】 差別や嫌な思いをした場所・場面（複数回答）

単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	70 (100.0)	39 (100.0)	29 (100.0)	16 (100.0)
1 学校・仕事場	24 (34.3)	10 (25.6)	14 (48.3)	8 (50.0)
2 仕事を探すとき	13 (18.6)	6 (15.4)	7 (24.1)	4 (25.0)
3 外出中	35 (50.0)	23 (59.0)	12 (41.4)	4 (25.0)
4 余暇を楽しむとき	8 (11.4)	4 (10.3)	3 (10.3)	0 (0.0)
5 病院などの医療機関	11 (15.7)	5 (12.8)	3 (10.3)	2 (12.5)
6 住んでいる地域	12 (17.1)	3 (7.7)	6 (20.7)	3 (18.8)
7 その他	8 (11.4)	3 (7.7)	2 (6.9)	4 (25.0)
8 無回答	37 (52.9)	2 (5.1)	0 (0.0)	0 (0.0)

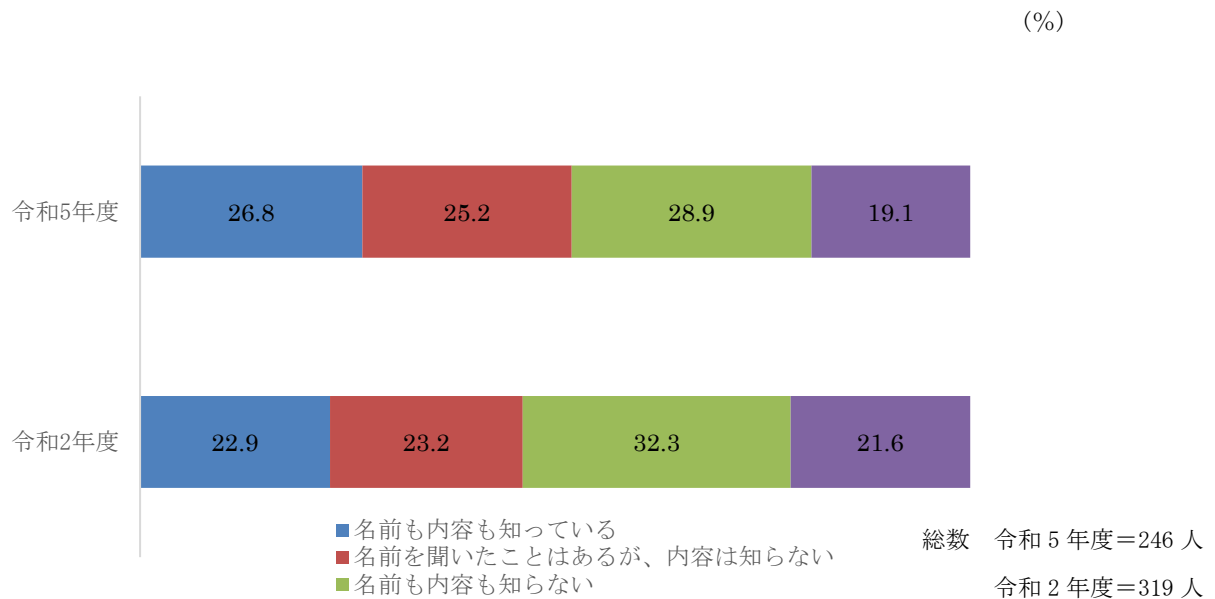
3) 成年後見制度の認識度

【全体・時系列】

成年後見制度の認識度は、「名前も内容も知っている」が26.8%であり、令和2年度(22.9%)よりも3.9ポイント上昇しています。

「名前も内容も知っている」、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた成年後見制度の認知は52.0%です。

【全体・時系列】成年後見制度の認識度



【障がい別】

障がい別の「名前も内容も知っている」と「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた成年後見制度の認知割合は、身体障がい者が52.4%、知的障がい者が52.6%、精神障がい者が51.6%です。

一方「名前も内容も知らない」は、2割から3割台です。

【全体・障がい別】成年後見制度の認識度

単位：人 (%)

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 名前も内容も知っている	66 (26.8)	52 (27.8)	16 (28.1)	9 (29.0)
2 名前を聞いたことがあ るが、内容は知らない	62 (25.2)	46 (24.6)	14 (24.5)	7 (22.6)
3 名前も内容も知らない	71 (28.9)	46 (24.6)	18 (31.6)	10 (32.3)
4 無回答	47 (19.1)	43 (23.0)	9 (15.8)	5 (16.1)
「1」と「2」の合計	128 (52.0)	98 (52.4)	30 (52.6)	16 (51.6)

ク 災害時の避難

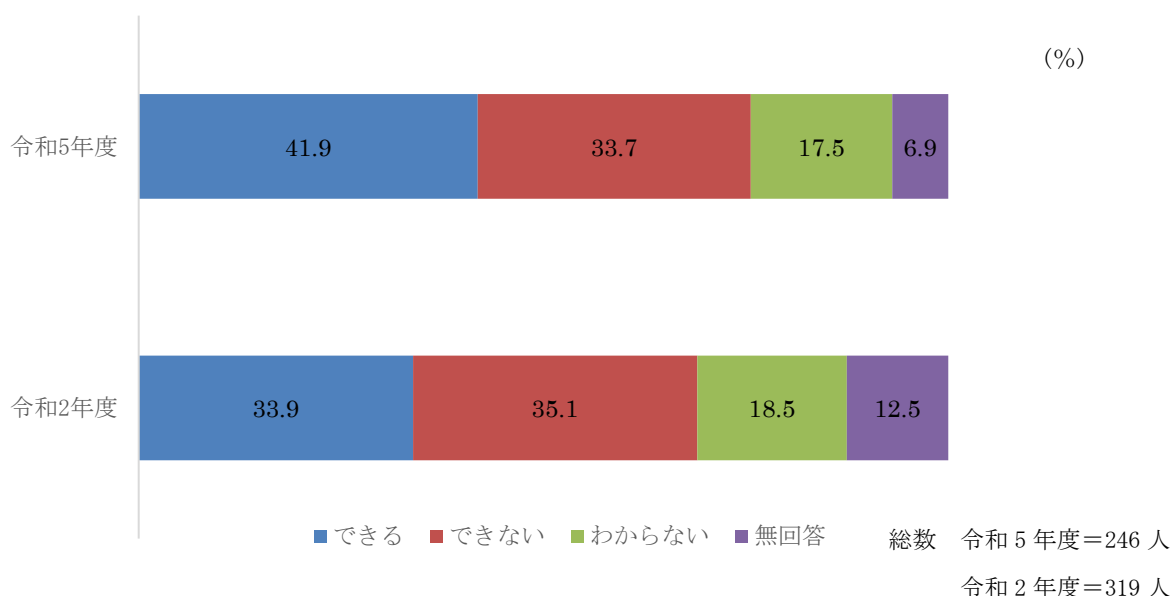
1) 災害時の一人での避難の可否

【全体・時系列】

火事や地震等の災害時に一人で避難「できる」のは41.9%であり、令和2年度(33.9%)よりも8.0ポイント上昇しています。

一方、避難「できない」、「わからない」を合わせた割合は51.2%であり、令和2年度(53.6%)よりも2.4ポイント低下しています。

【全体・時系列】 災害時の一人での避難の可否



【障がい別】

障がい別では、災害時に一人で避難「できる」のは、身体障がいは47.0%、知的障がいは26.3%、精神障がいは45.2%です。

一方、災害時に一人で避難「できない」「わからない」が身体障がいは45.0%、知的障がいは71.9%、精神障がいは51.6%で、知的障がいが高い割合となっています。

【全体・障がい別】 災害時の一人での避難の可否

単位：人 (%)

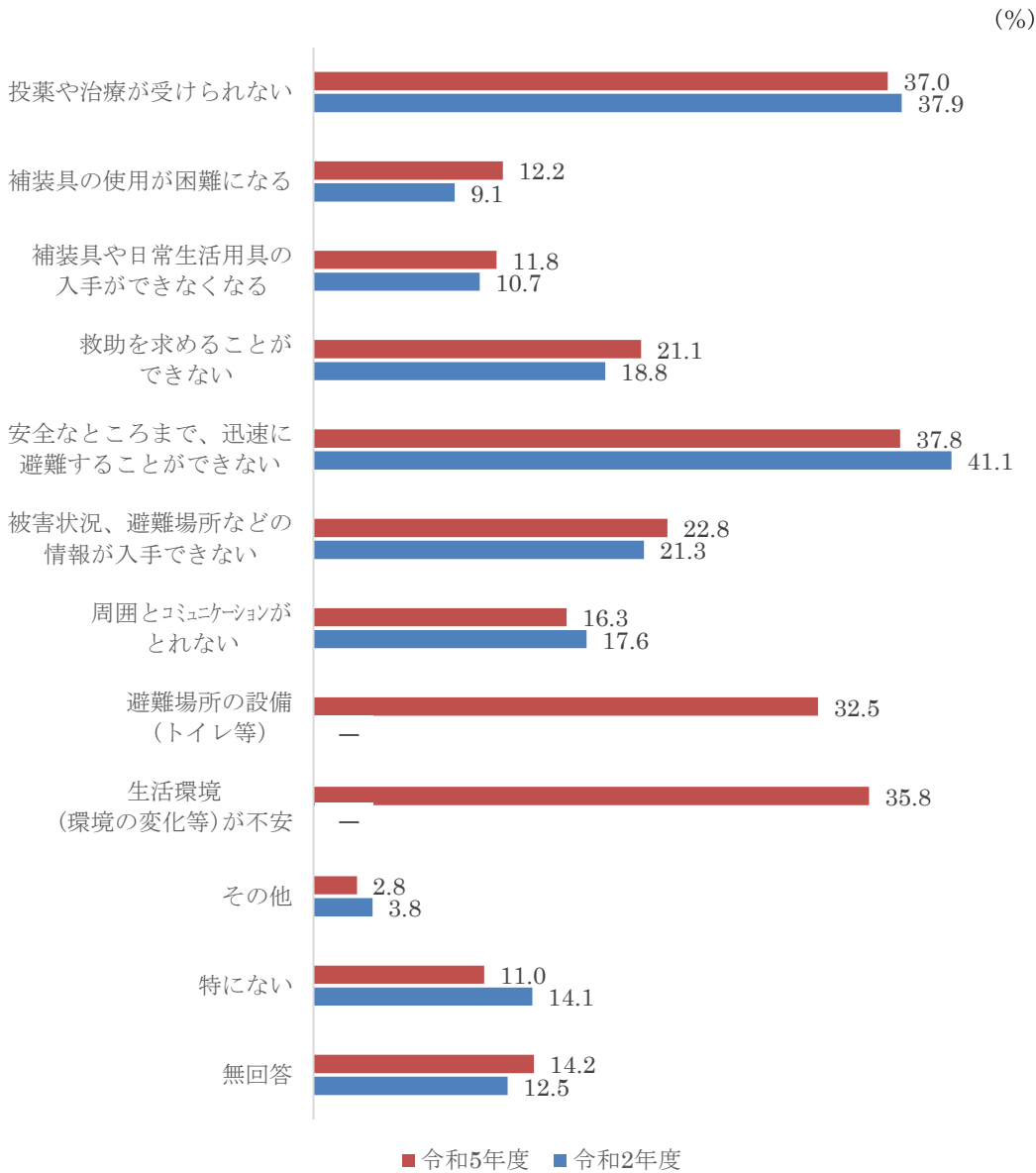
	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 できる	103 (41.9)	88 (47.1)	15 (26.3)	14 (45.2)
2 できない	83 (33.7)	56 (29.9)	30 (52.6)	7 (22.6)
3 わからない	43 (17.5)	28 (15.0)	11 (19.3)	9 (29.0)
4 無回答	17 (6.9)	15 (8.0)	1 (1.8)	1 (3.2)

2) 災害時に困ること

【全体】

災害時に困ることは、「安全なところまで、迅速に非難することができない」が37.8%、「投薬や治療が受けられない」が37.0%です。どちらも令和2年度から微減しています。

【全体】 災害時に困ること（複数回答）



注) 令和2年度調査では、「避難場所の設備（トイレ等）」と「生活環境（環境の変化等）が不安」を合わせた集計（42.3%）でした。

【障がい別】

障がい別では、身体障がいは「投薬や治療が受けられない」が36.4%、知的障がいは「安全なところまで迅速に避難することができない」及び「生活環境（環境の変化等）が不安」が45.6%、精神障がいは「投薬や治療が受けられない」が58.1%、次いで「生活環境（環境の変化等）が不安」が54.8%です。

【全体・障がい別】災害時に困ること（複数回答）

単位：人（%）

	全 体	身体障がい	知的障がい	精神障がい
総 数	246 (100.0)	187 (100.0)	57 (100.0)	31 (100.0)
1 投薬や治療が受けられない	91 (37.0)	68 (36.4)	17 (29.8)	18 (58.1)
2 補装具の使用が困難になる	30 (12.2)	28 (15.0)	2 (3.5)	1 (3.2)
3 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	29 (11.8)	24 (12.8)	4 (7.0)	5 (16.1)
4 救助を求めることができない	52 (21.1)	36 (19.3)	17 (29.8)	7 (22.6)
5 安全なところまで、迅速に避難することができない	93 (37.8)	62 (33.2)	26 (45.6)	14 (45.2)
6 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	56 (22.8)	34 (18.2)	22 (38.6)	8 (25.8)
7 周囲とコミュニケーションがとれない	40 (16.3)	19 (10.2)	16 (28.1)	9 (29.0)
8 避難場所の設備（トイレ等）	80 (32.5)	62 (33.2)	16 (28.1)	7 (22.6)
9 生活環境（環境の変化等）が不安	88 (35.8)	57 (30.5)	26 (45.6)	17 (54.8)
10 その他	7 (2.8)	5 (2.7)	3 (5.3)	0 (0.0)
11 特にない	27 (11.0)	23 (12.3)	4 (7.0)	1 (3.2)
12 無回答	35 (14.2)	31 (16.6)	7 (12.3)	4 (12.9)

第3章 第4次那須町障がい者計画の施策実施状況

基本目標1 生活環境の整備

1 福祉のまちづくりの推進

【施策・事業の実施状況】

○移動支援・外出支援サービスの利用促進を図りました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援・外出支援サービスの利用促進	移動支援事業利用者数	11人	12人	20人	23人

2 生活の場の確保の推進

【施策・事業の実施状況】

○住宅改修につきましては、介護保険サービスが優先されますが、必要な方に地域生活支援事業での住宅改修を実施しました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	地域生活支援事業日常生活用品給付等事業居宅生活動作補助用具(住宅改修)利用者数	1人	3人	0人	2人

3 防災・防犯体制の整備

【施策・事業の実施状況】

○安心安全メールのほか、SMSや電話サービスにて災害情報を提供しました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値	目標値
		令和5年度	令和5年度
障がい者に配慮した情報提供体制の整備	那須町安全安心メール登録者数	6,598人	5,000人

令和5年度の実績値は9月14日現在値

資料:総務課

基本目標2 地域生活支援の充実

1 情報提供体制の整備

【施策・事業の実施状況】

○障害福祉サービスのしおりについては、令和5年度に配布を開始しました。相談サポートガイドについては、更新・発行ができていない状況です。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談サポートガイドの更新	相談サポートガイドの更新・発行・配布	—	—	—	配布完了
(仮)障害福祉サービスのしおりの作成	障害福祉サービスのしおりの作成・配布開始	—	—	—	配布開始

2 相談体制の充実

【施策・事業の実施状況】

○基幹相談支援センターは未設置となっております。那須町障害者自立支援協議会相談支援部会は新型コロナウイルス感染症対策のため、活動制限があり予定より活動が縮小されています。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの整備	設置の有無	無	無	無	有
那須町障害者自立支援協議会相談支援部会の活動充実	年間会議開催回数	7回	7回	9回	12回

3 障害福祉サービスの充実

【施策・事業の実施状況】

○令和4年度に1回開催いたしました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の活用促進	運用状況の検証・検討実施回数	—	—	1回	年1回以上

基本目標3 保健・医療

1 保健事業の充実

【施策・事業の実施状況】

○面接や電話相談にて特定保健指導等を行い、令和4年度は目標値を上回りました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの要因となる疾病の早期発見、早期対応	特定保健指導の実施率	28.0%	40.6%	42.2%	40.0%

2 精神保健施策の充実

【施策・事業の実施状況】

○新型コロナウイルス感染症対策のため研修等は実施できませんでしたが、個別での面接や電話相談を行いました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こころの健康相談の実施	実施回数	3回	3回	1回	6回
自殺対策計画の推進	関係機関へのゲートキーパー研修の実施の有無	無	無	無	有

3 医療体制の整備

【施策・事業の実施状況】

○障害者手帳交付時等に、重度心身医療費助成や自立支援医療について周知しました。

基本目標4 雇用・就労

1 雇用の促進

【施策・事業の実施状況】

○関係機関と連携し情報共有を図りましたが、一般就労にはつながりませんでした。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係機関と連携した雇用促進	福祉施設から一般就労への移行者数	1人	0人	0人	2人

2 福祉的就労の場の確保

【施策・事業の実施状況】

○新型コロナウイルス感染症対策での活動制限の中、障害者優先調達方針に基づき実施しました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
那須町障害者優先調達推進方針に基づく調達	調達金額	622,512円	654,414円	444,555円	2,000,000円

基本目標5 教育・療育体制の充実

1 保育・療育の充実

【施策・事業の実施状況】

○保健師及び児童発達相談員などにより、妊娠から出産、育児に関わる一貫した支援体制を行いました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達相談員の充実	配置職員数	2名	2名	2名	3名
保育園巡回相談の実施	年間実施回数	各園2回	各園2回	各園2回	各園3回
児童発達支援センターの設置	設置の有無	無	無	無	有

2 学校教育の充実

【施策・事業の実施状況】

○支援員の配置はされていませんが、個別支援計画に基づき作業療法士等が各小中学校を巡回し、きめ細かい支援を行いました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援教育支援員の配置	配置職員数	0人	0人	0人	8人

基本目標6 理解と交流の促進

1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

【施策・事業の実施状況】

○シンポジウムについては、新型コロナウイルス感染症対策にて実施しませんでした。
○令和4年度は、那須町障害者自立支援協議会相談部会にて講座を開催しました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいに対する正しい知識の普及	シンポジウムの開催の有無	有	無	無	有
講座等の開催	那須町障害者自立支援協議会と連携した講座の開催回数	0回	0回	5回	5回

2 交流活動の推進

【施策・事業の実施状況】

○新型コロナウイルス感染症対策にて開催中止期間があったため、開催回数が少なくなっています。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者の交流活動の促進	フリースペース那須の開催回数	15回	13回	19回	24回

基本目標7 余暇活動・社会参加の促進

1 スポーツ・レクリエーション活動の充実

【施策・事業の実施状況】

○令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、那須町障がい者スポーツ教室を縮小して開催しました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション機会の提供	那須町障がい者スポーツ教室の参加者数	0人	0人	19人	40人

2 文化活動の推進

【施策・事業の実施状況】

○読書バリアフリー法の制定に伴い、図書館における障がい者や障がいに配慮した資料の充実を図りました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
読書バリアフリーの推進	那須町図書館大活字本等の収集点数(録音図書、点字図書、CDを含む)	1,937点	1,971点	2,008点	2,000点

3 情報提供・コミュニケーションの充実

【施策・事業の実施状況】

○令和3年に那須町手話言語条例が制定されたことを受けて、パンフレットの配布を行いました。

○手話通訳派遣の利用は毎年2名利用しています。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通事業	利用者数	2人	2人	2人	3人

基本目標8 権利擁護の充実

1 成年後見制度の普及啓発

【施策・事業の実施状況】

○講演会等は実施しておりませんが、高齢福祉部門と共同で啓発を行いました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値		目標値
		令和2年度	令和5年度	令和5年度
啓発資料の作成	成年後見制度の認知度 (成年後見制度の「名前も内容も知っている」割合：『那須町障がい福祉に関する調査』結果より)	22.9%	26.8%	30.0%
講演会、学習会の開催	成年後見制度などに関する講演会、勉強会(オンラインも含む)の年間開催数(那須町障害者自立支援協議会主催)	0回	0回	2回

2 虐待防止

【施策・事業の実施状況】

○那須町障がい者虐待防止センターを中心として、情報収集を行いました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待防止体制の強化	那須町障害者虐待防止センターが把握した虐待件数	0件	2件	0件	0件

3 障害者差別解消法の普及

【施策・事業の実施状況】

○那須町障がい福祉に関する調査を実施したところ、令和5年度は令和2年度よりも1.7ポイント減少しました。

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値		目標値
		令和2年度	令和5年度	令和5年度
啓発活動の推進	差別や嫌な思いをしたことがある障がい者の割合 (差別や嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」の合計割合:『那須町障がい福祉に関する調査』結果より)	30.1%	28.4%	減少

基本目標9 地域福祉活動の充実

1 地域共生社会の実現

【施策・事業の実施状況】

○那須町障害者自立支援協議会相談部会及び那須町社会福祉協議会との連携は行いました。

【評価指標】

事業名	指標名 (指標の定義)	実績値			目標値
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
那須町地域福祉計画との連携	重層的支援体制整備事業への取組の有無	無	無	無	有

2 地域福祉活動の促進

【施策・事業の実施状況】

○17地区中小地域福祉活動計画に見守りの記載のある16地区ですが、記載のない1地区も見守りチラシ発行や見守りマップ作成を行っています。

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和5年)	目標値 (令和5年)
地区社会福祉協議会活動との連携	見守り活動に取り組む地区社会福祉協議会の数(小地域福祉活動計画に「見守り」の記載がある地区数)	16地区	全地区

第4章 第6期那須町障がい福祉計画・第2期那須町障がい児福祉計画の実施状況

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間における数値目標及び各障害福祉サービス、地域生活支援事業等の実施状況は、次のようになっています。

1 第6期那須町障がい福祉計画の数値目標の到達状況

第6期計画における令和5年度（7月末現在）の数値目標への到達状況は、福祉施設入所者の地域生活への移行者数の目標は3人でしたが移行者はいませんでした。施設入所者数の目標は37人でしたが、実績値は39人であり2人増加しています。一般就労への移行者数は2人となっており、目標を下回りました。

障害福祉サービス等の質の向上を目的として、那須町障害者自立支援協議会相談部会にて体制構築のための勉強会等を行いました。

第6期那須町障がい福祉計画の数値目標の到達状況

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

区分	項目	単位	令和元年度末 (基準)	令和5年度 (目標)	令和5年度 (実績値)
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数	人	37	37	39
	地域生活移行者数	人	0	3	0
福祉施設を退所者の一般就労への移行	一般就労移行者数	人	1	1	0
就労移行支援事業から一般就労への移行	一般就労移行者数	人	2	0	1
就労継続支援A型から一般就労への移行	一般就労移行者数	人	0	3	0
就労継続支援B型から一般就労への移行	一般就労移行者数	人	0	2	1

注) 各年度末現在、令和5年度（実績値）は7月末現在

資料：保健福祉課

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	単位	令和元年度末 (基準)	令和5年度 (目標)	令和5年度 (実績値)
児童発達支援センターの設置数	か所	0	1	0
保育所等訪問支援の体制の構築の有無	有・無	無	有	無
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数	か所	0	1	0
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置の有無	有・無	無	有	無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	有・無	無	有	無

(3) 相談支援体制の充実・強化等

項目	単位	令和元年度末 (基準)	令和5年度 (目標)	令和5年度 (実績値)
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	有・無	無	有	無

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	単位	令和元年度末 (基準)	令和5年度 (目標)	令和5年度 (実績値)
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の有無	有・無	無	有	無
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築の有無	有・無	有	有	有

2 障害福祉サービスの利用の推移

(1) 訪問系サービスの利用の推移

令和4年度の訪問系サービスの月間利用者は34人で、利用実績は362時間と計画見込量の481時間を下回りました。新型コロナウイルス感染症の影響による、サービス利用自粛が一つの要因であると考えられます。

【サービスの内容】

区 分	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事など自宅での生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などの介助や、外出時における移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要な程度が非常に高い人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの利用の推移

(月間量)

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人分	計画値	46	36	37	38
		実績値	31	31	34	45
	時間分	計画値	519	468	481	494
		実績値	545	460	362	487

注) 令和5年度の実績値は7月末現在までの値により算出

資料：保健福祉課

(2) 日中活動系サービスの利用の推移

令和4年度の日中活動系サービスの利用は、計画の見込量を上回った人分は、就労継続支援A型（雇成型）、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）です。

【サービスの内容】

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設において入浴、排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行う、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、利用者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。
就労継続支援 A型（雇成型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。A型は雇成型で、一般就労が見込まれる方が対象です。
就労継続支援 B型（非雇成型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。B型は非雇成型で、就労に必要な知識および能力の向上・維持が見込まれる方が対象です。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した方が就労を継続できるよう、雇用に伴う日常生活または社会生活での問題に関する相談、指導及び助言、事業所や関係機関等との連絡調整を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

日中活動系サービスの利用の推移

(月間量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	計画値	107	93	94	94
		実績値	87	90	89	89
	人日分	計画値	1,823	1,674	1,692	1,692
		実績値	1,639	1,634	1,628	1,649
自立訓練 (機能訓練)	人分	計画値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
	人日分	計画値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	計画値	11	3	3	3
		実績値	0	0	0	0
	人日分	計画値	165	45	45	45
		実績値	0	0	0	0
就労移行支援	人分	計画値	34	7	8	9
		実績値	8	7	7	5
	人日分	計画値	520	154	176	198
		実績値	133	138	117	71
就労継続支援A型 (雇用型)	人分	計画値	10	13	15	17
		実績値	15	12	17	16
	人日分	計画値	164	286	330	374
		実績値	205	268	290	274
就労継続支援B型 (非雇用型)	人分	計画値	68	85	90	95
		実績値	83	78	88	93
	人日分	計画値	1,323	1,870	1,980	2,090
		実績値	1,433	1,576	1,641	1,727
就労定着支援	人分	計画値	7	3	3	3
		実績値	2	3	2	1
療養介護	人分	計画値	3	5	5	5
		実績値	6	4	6	6
短期入所 (福祉型、医療型)	人分	計画値	36	32	33	34
		実績値	34	32	34	32
	人日分	計画値	310	352	363	374
		実績値	349	371	350	324

注) 令和5年度の実績値は7月末現在までの値により算出

資料：保健福祉課

(3) 居住系サービスの利用の推移

令和4年度の共同生活援助（グループホーム）の利用者は50人であり、計画見込み量の43人を上回りました。

一方、施設入所支援の利用者は40人であり、計画見込み量の37人を達成できませんでした。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談、要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等の日中活動を利用している方に、地域において自立した日常生活を営む住居において、必要な家事等の支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	施設において、生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

居住系サービスの利用の推移

(月間量)

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
共同生活援助 (グループホーム)	人分	計画値	40	40	43	46
		実績値	38	45	50	49
施設入所支援	人分	計画値	38	37	37	37
		実績値	37	38	40	39
自立生活援助	人分	計画値	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0

注) 令和5年度の実績値は7月末現在までの値により算出

資料：保健福祉課

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）の利用の推移

令和4年度の計画相談支援の利用者は57人であり、計画見込量51人を上回りました。
 地域移行支援と地域定着支援については、令和4年度での利用はありませんでした。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者が退所、退院し、地域で住居を確保したり、地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院したり、家族との同居からひとり暮らしに移行した人などで、地域生活が不安定な人に対して障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

相談支援（サービス利用計画作成）の利用の推移

(月間量)

区 分	単 位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	計画値	-	48	51	54
		実績値	51	56	57	47
地域移行支援	人	計画値	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	1
地域定着支援	人	計画値	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0

注) 令和5年度の実績値は7月末現在までの値により算出

資料：保健福祉課

3 障がい児支援

(1) 障害児通所支援の利用状況

児童発達支援の令和4年度利用者は4人分、46人日分で、計画見込み量の5人分、50人日分を下回りました。

放課後等デイサービスの令和4年度利用者は、25人分、301人日分で、計画見込量の24人分は上回りましたが、360人日分を下回りました。

保育所等訪問支援の令和4年度利用者は、1人分、1人日分で、計画見込量の1人分は計画通りとなりましたが、2人日分を下回りました。

なお、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、いずれも利用はありませんでした。

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童 発達支援	重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

障害児通所支援の利用状況

(月間量)

区分	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	計画値	14	5	5	5
		実績値	4	4	4	4
	人日分	計画値	65	50	50	50
		実績値	39	38	46	40
医療型児童発達支援	人分	計画値	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
	人日分	計画値	6	2	2	2
		実績値	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	計画値	40	22	24	26
		実績値	24	21	25	28
	人日分	計画値	599	330	360	390
		実績値	228	279	301	344
保育所等訪問支援	人分	計画値	3	1	1	1
		実績値	0	0	1	1
	人日分	計画値	6	2	2	2
		実績値	0	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人分	計画値	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
	人日分	計画値	4	2	2	2
		実績値	0	0	0	0

注) 令和5年度の実績値は7月末現在までの値により算出

資料：保健福祉課

(2) 障害児相談支援

令和4年度の障害児相談支援の利用者は5人で、計画見込み量の7人を下回りました。

【サービスの内容】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

障がい児相談支援の利用状況

(月間量)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人				
	計画値	-	7	7	7
	実績値	4	5	5	8

注) 令和5年度の実績値は7月末現在までの値により算出

資料：保健福祉課

4 自立支援医療

(1) 自立支援医療の利用状況

令和5年度では、精神通院医療が415人で近年増加傾向にあります。更生医療は50人と減少傾向となっています。育成医療は2人、療養介護医療費は6人で、近年大きな増減はありません。

自立支援医療の利用状況

(年間実利用者数)

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生医療	人	73	64	50
育成医療	人	3	2	2
精神通院医療※1	人	361	375	415
療養介護医療費	人	6	7	6
計	人	443	448	473

注) 令和5年度の実績値は7月末

資料：保健福祉課

※1の令和5年度実績値は8月末現在の値

資料：県北健康福祉センター

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業の利用状況

地域生活支援事業の必須事業の中で、令和4年度の年間利用者は、相談支援事業が85人、意思疎通支援事業が2人、移動支援事業が20人であり、ともに計画見込み量を下回りました。

令和5年度については、相談支援事業所が1か所増えたことで利用者が増加しています。一方で、令和4年度の日常生活用具給付事業が123人と計画見込み量となりました。

なお、令和4年度の地域活動支援センター事業の利用は、Ⅰ型が66人、Ⅱ型が24人、Ⅲ型が24人で、Ⅰ型の利用が計画見込み量を上回りました。

必須事業の内容

サービス名	内容
相談支援事業 (委託相談支援)	障がいのある人や保護者、介護を行う人等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、権利擁護のために必要な支援をします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立て等ができない知的障がい及び精神障がいのある人に対して首長が申立人となり、適切な制度利用を支援します。また、本人の収入や資産状況等から審判請求費用や後見人への報酬の支払いが困難な方に対して、申立て費用の助成をします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障がいがある人に対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、自立した生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を助けるために、外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に創作的活動、生産的活動の場を提供し、社会との交流促進と地域生活を支援します。

必須事業の利用状況

(年間量)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談支援事業 (委託相談支援)	人	計画値	130	130	134	138
		実績値	67	66	85	229
成年後見制度利用支援 事業	人	計画値	1	1	2	3
		実績値	0	1	0	0
意思疎通支援事業	人	計画値	3	3	3	3
		実績値	2	2	2	2
日常生活用具給付事業	人	計画値	113	120	122	124
		実績値	121	116	123	109
移動支援事業	人	計画値	19	21	22	23
		実績値	11	12	20	13
地域活動支援センター 事業Ⅰ型	人	計画値	30	30	30	30
		実績値	33	58	66	23
地域活動支援センター 事業Ⅱ型	人	計画値	30	30	30	30
		実績値	27	26	24	22
地域活動支援センター 事業Ⅲ型	人	計画値	25	25	25	25
		実績値	22	22	24	24

注) 各年度末現在、令和5年度は7月末現在の値

資料: 保健福祉課

(2) 任意事業の利用状況

任意事業については、令和4年度の日中一時支援事業の年間利用者は14人、訪問入浴サービス事業は1人でした。

令和4年度の生活サポート事業及び身体障害者用自動車改造費助成事業の利用はありませんでした。

サービス名	内 容
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要となる障がいのある人に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を実施します。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある人に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
生活サポート事業	介護給付の対象外となる障がいのある人の生活に支障がないよう、ホームヘルパーを派遣し、生活支援や家事援助等を支援します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	上下肢、体幹機能に重度の障がいがある人が所有・運転する自動車のハンドル・アクセル等の一部を改造する場合に、改造に要する費用を助成することにより、就労等の社会活動への参加を支援します。

任意事業の利用状況

(年間実利用者数)

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日中一時支援事業	人	計画値	-	30	32	34
		実績値	11	14	14	12
訪問入浴サービス事業	人	計画値	3	2	2	2
		実績値	1	1	1	1
生活サポート事業	人	計画値	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0
身体障害者用自動車改造費助成事業	人	計画値	1	1	1	1
		実績値	1	0	0	0

注) 各年度末現在、令和5年度は7月末現在の値

資料：保健福祉課

第5章 第5次計画等の主要課題

那須町のこれまでの障がい者施策の取組状況やアンケート結果から、「第5次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」の主な課題を整理します。

1 障がい者等も住みやすいまちづくり

- アンケート結果からは、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」が34.3%、「外出にお金がかかる」が22.5%で比較的高くなっています。通学や通勤、通院、買物などライフステージに応じて公共交通へのニーズが異なることから、那須町におけるその実態を分析することが必要です。
- また、アンケート結果からは、災害時に一人で避難「できる」のは41.9%であり、災害時に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の整備（トイレ等）」や「生活環境（環境の変化）が不安」などに多くの人が不安であることがわかりました。
- 障がいを持つ方が安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を適宜更新することが必要です。

2 地域で暮らしていく基盤づくり

- アンケート結果から、希望する暮らしに必要な支援は、「経済的な負担軽減」の47.2%に次いで、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が28.0%となっており、障害福祉サービスの一層の充実が求められています。
- また、今後のサービス利用意向は、障がい者では「計画相談支援」や「施設入所支援」、「短期入所」、「生活介護」などが多くなっていますが、計画相談支援員等の不足が課題となっています。
- 就労をしていない障がい者のうち、「今後収入を得る仕事をしたい」が52.5%ですが、町内の就労支援事業所などが限られています。

3 障がい者の生きがいづくりの支援

- アンケート結果からは、外出の目的として「医療機関を受診」と「買い物に行く」が75.1%で最も高くなっていますが、「友人・知人に会う」は17.4%、「趣味やスポーツをする」は14.6%、「グループ活動をする」は8.0%に止まっています。
- また、スポーツ・文化芸術への参加希望について、「特にない」が66.3%と高く、スポーツ・文化芸術への興味が低いため、場の提供などを含め、幅広く障がい者が社会参加ができる場の充実が求められています。

4 理解の促進と権利擁護体制の強化

- アンケート結果から、差別や嫌な思いの経験をしたことが「ある」、「少しはある」がともに14.2%で、これらを合わせた割合は28.4%と令和2年度の調査と大きな変化はありませんでした。
- 差別や嫌な思いをした場所・場面では、「外出時」や「学校・仕事場」と日常生活の場が多くなっています。
- 障害者差別解消法が令和6年4月1日に改正されることに伴い、事業所も合理的配慮の提供が義務化となります。これらの周知に努めるとともに、障がい者が「地域でともに暮らす仲間」として当たり前にする社会づくりに取り組むことが大切です。
- アンケート結果からは、成年後見制度の認識度は、「名前も内容も知っている」が26.8%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.2%と少しずつではありますが、認知がされてきています。今後障がい者の高齢化が進む中で成年後見制度の役割はますます重要になっており、普及啓発や利用促進、人材の育成・確保などが課題となっています。

5 地域共生社会の実現

- アンケート回答者のうち65歳以上が占める割合が65.0%であり、障がい者の高齢化に伴い、障がい者を介護する方も同時に高齢化しています。
- アンケート結果からは、「日常生活で介助や援助が不要」と答えた人の割合は、令和2年調査と比べてすべての項目で減少しました。障がい者の高齢化が要因の一つと考えられます。
- 今後、障がい者の高齢化に伴い、障がい福祉と介護保険の連携強化が必要となっており、複合的なサービスの提供が必要となっています。
- このようなことから、「地域共生社会」の実現のため、包括的な相談体制の整備や福祉の地域づくり、さらには、引きこもりの人などこれまで福祉制度の対象とならなかった人々への支援も重要となっています。
- 今後の那須町の障がい福祉施策の推進にあたっては、地域福祉施策と連携をとりながら一体的に推進していくことが求められます。

第2部 第5次那須町障がい者計画・第7期那須町障がい福祉計画・第3期那須町障がい児福祉計画の基本的考え方

第1章 基本理念

1 基本理念の考え方

障がい者をめぐる福祉課題は、障がい者本人やその保護者の高齢化などにより、複雑化・複合化しています。また、中には、生活困窮や子どもの問題まで同じ世帯に併存している場合もあります。このような複雑化・複合化した課題に対して迅速かつ包括的に対応することを目指して、地域共生社会の実現をめざすことが大切となっています。

那須町では、「ともに生きる明るい未来の那須まちづくり」を基本理念とする第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、「共に生きる」を基本とした福祉施策を展開しています。

本計画においても、第4期那須町地域福祉計画の基本理念と共通する考えとして設定します。

2 基本理念

第5次那須町障がい者計画・第7期那須町障がい福祉計画・第3期那須町障がい児福祉計画の基本理念は、第4次那須町障がい者計画の基本理念を踏襲し、次の基本理念を定めます。

**一歩をふみだす勇気を応援する人とまち
～ともに生きるまちを目指して～**

- 一歩をふみだす ⇒ 障がいのある人が地域の中で自分らしく生きるまち
「生活環境」、「地域生活支援」等に関する施策を進めます。
- 勇気 ⇒ 新しいことに果敢に挑戦する人々のいるまちづくり
「雇用・就労」、「余暇活動・社会参加」に関する施策を進めます。
- 応援 ⇒ 挑戦する人々を理解し支え続けるまちづくり
「理解と交流」、「権利擁護」に関する施策を進めます。
- ともに生きるまち ⇒ 地域共生社会のまちづくり
「地域福祉の推進」に関する施策を進めます。

第2章 第5次那須町障がい者計画の基本目標と基本施策の体系

基本目標1 障がいのある人が地域の中で自分らしく生きるまち

<基本施策>

1. 生活環境の整備
2. 地域生活支援の充実
3. 保健・医療の推進

基本目標2 新しいことに果敢に挑戦する人々のいるまちづくり

<基本施策>

1. 雇用・就労の促進
2. 教育・療育体制の充実
3. 余暇活動・社会参加の促進

基本目標3 挑戦する人々を理解し支え続けるまちづくり

<基本施策>

1. 理解と交流の促進
2. 権利擁護の充実

基本目標4 地域共生社会のまちづくり

<基本施策>

1. 地域福祉活動の充実

第3部 第5次那須町障がい者計画

基本目標1 障がいのある人が地域の中で自分らしく生きるまち

【基本施策】

1 生活環境の整備

【現況と課題】

- 身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者のうち、65歳以上が占める割合が令和2年度から上昇しており、高齢化が進んでいます。
- アンケート結果からは、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」が34.3%、「外出にお金がかかる」が22.5%で比較的高くなっています。
- 公共交通機関については、那須町は町民バスやデマンド型乗り合い交通を実施しているとともに、福祉タクシー利用料の助成などを行っています。
- 通学や通勤、通院、買物などライフステージに応じて公共交通へのニーズが異なることから、那須町におけるその実態を把握することが必要です。
- 避難行動要支援者名簿の更新がされていないため、最新の情報に更新する必要があります。
- また、アンケート結果では災害時に一人で避難「できる」のは41.9%となっています。災害時に困ることは「安全なところまで、迅速に避難することができない」が37.8%、「投薬や治療が受けられない」が37.0%です。災害時の避難行動から避難所生活まで多様な場面での支援が求められています。

【施策・事業】

- 公共交通機関に関するニーズ調査を進めるとともに、移動支援外出支援サービスの利用促進を図ります。
- 災害時に備え避難行動要支援者名簿を更新し、障がい者が安全に避難でき、安心して避難生活ができるよう体制整備を進めます。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	障がい者の公共交通に関するニーズの把握	障害者手帳を所有している方に、交通手段に関する実態調査を行います。	保健福祉課
2	障がい者に配慮した施設等のPR	障がい者が利用できるトイレなどを設置している施設についてのパンフレットを配布するなど、利用しやすい環境づくりを進めます。	保健福祉課
3	移動支援・外出支援サービスの利用促進	障がいのある人の活動範囲の拡大を支援するため、移動や外出支援サービスの充実と、各種助成制度の利用を促進します。	保健福祉課
4	住宅の改修	障がい者の在宅生活を支援するため、住宅改修の助成を引き続き行います。	保健福祉課
5	町営住宅への入居促進	住宅に困難を抱える障がい者に対して、町営住宅の入居や居住に関する相談、情報の提供支援に努めます。	保健福祉課 ふるさと定住課
6	障がいに配慮した防災情報提供体制の整備	視覚障がいや聴覚障がいなど、多様な障がいを想定し防災行政無線、安全安心メール、SNSなど複数の情報提供手段の活用を図ります。	保健福祉課 総務課
7	避難行動要支援者名簿等の更新・適正管理	緊急時の迅速な避難誘導體制の推進を図るため、避難行動要支援者名簿の更新と適正管理に努めます。	保健福祉課
8	障がいに配慮した避難所運営	那須町内の福祉関連施設の協力のもと、障がい者に配慮した避難所の確保と避難生活等の支援充実に努めます。	保健福祉課 総務課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
障がい者の公共交通に関するニーズの把握	ニーズ調査の有無	無	有
移動支援・外出支援サービスの利用促進	移動支援事業利用者数	20人	23人
住宅改修	地域生活支援事業日常生活用品給付等事業居宅生活動作補助用具(住宅改修)利用者数	0人	1人
避難行動要支援者名簿等の更新	更新の有無	無	有

【基本施策】

2 地域生活支援の充実

【現況と課題】

- アンケート結果からは、障がいや福祉サービスの情報源は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.6%で最も高くなっていますが、今後はデジタル化社会になっていくため、デジタル化対応の支援が必要となります。
- 悩み事などの相談相手は「家族や親せき」、「友人・知人」が多くなっています。今後は障がい者相談支援専門員の活用を拡大する必要がありますが、人材確保が課題となっています。
- 今後のサービス利用意向は、障がい者では「計画相談支援」や「施設入所支援」、「短期入所」、「生活介護」などが多くなっていますが、計画相談支援員等の不足が課題となっています。
- また、アンケート結果から、希望する暮らしに必要な支援は、「経済的な負担軽減」の47.2%に次いで、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が28.0%となっており、障害福祉サービスの一層の充実が求められています。

【施策・事業】

- 障がい者の状況に配慮した情報提供の整備に努めます。
- 相談体制の強化のため、那須町障害者自立支援協議会相談支援部会の活動充実を図ります。
- 障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	障がいに関する情報提供の継続	障がい者の地域生活を支援するため、広報那須、町ホームページなどを活用した情報提供を継続します。	保健福祉課 企画政策課
2	デジタル化対応の調査研究	今後のデジタル化に対応するため、調査研究を行います。	保健福祉課 企画政策課
3	障害福祉サービスのパンフレットの配布	多様なサービス内容の周知を図るため、障がい者に対するサービスを網羅的にまとめた「障害福祉サービスのパンフレット」の配布及びデジタル配信をします。	保健福祉課
4	基幹相談支援センターの整備	近隣市町と協力し、那須地区に基幹相談支援センターの設置を図ります。	保健福祉課
5	窓口の体制強化	職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化及び研修会の開催を図ります。	保健福祉課
6	多様な相談体制の確保	相談体制の多様化を図るため、相談支援事業所職員の資質向上と活動を支援します。	保健福祉課
7	那須町障害者自立支援協議会相談支援部会の活動充実	那須町全体の相談支援の課題やあり方について検討、協議する那須町障害者自立支援協議会相談支援部会と連携強化を図ります。	保健福祉課
8	障害者自立支援の利用促進	相談支援事業、障がい児者福祉サービス事業の利用促進を図ります。	保健福祉課
9	地域生活支援事業の利用促進	障がい者が地域で継続的に安心して生活できるよう、地域生活支援事業の利用促進を図ります。	保健福祉課
10	経済的支援に関わる支援の周知	障がい者年金制度や各種手当、医療費の負担軽減など、経済的支援に関わる制度の周知や適切な運用を進めます。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
障害福祉サービスのパンフレットの配布	パンフレット配布の有無	無	有
基幹相談支援センターの整備	那須地区内の基幹相談支援センターの設置数	0	1
那須町障害者自立支援協議会相談支援部会の活動充実	年間会議開催回数	9回	12回

【基本施策】

3 保健・医療の推進

【現況と課題】

- 障がいの要因となる疾病の早期発見や早期療育は、障がいの軽減や機能回復を図るうえで重要な取組です。成人保健や母子保健の各種の健・検診の受診率の向上が必要です。
- 那須町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、精神保健に関する施策の重要性が高まっています。自殺対策を含む精神保健施策の充実に向け関係機関の一層の連携強化を進めています。
- 精神障がいに対する理解の普及・啓発に努めるとともに、精神保健に関する様々な制度やサービスの普及・啓発に努めることが大切です。

【施策・事業】

- 那須町健康増進計画と連携し、疾病等の予防、早期発見や早期対応を図ります。
- 障がい者が健康に暮らせるよう、障がいに配慮した健診体制の整備を図ります。
- 精神保健に関する正しい知識の普及を図るとともに、那須町自殺対策計画と連携し、自殺の未然防止に努めます。
- 障がい医療費制度などの周知徹底に努めます。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	障がいに配慮した事業体制の推進	障がい者が安心して健診が受けられるよう、健診時における時間の調整や場所等について配慮した体制づくりを進めます。	保健福祉課
2	障がいの要因となる疾病の早期発見、早期対応	生活習慣病など障がいの要因となる疾病等の予防や早期発見や早期対応を図るため、特定健診や特定保健指導の受診率、実施率の向上を目指します。	保健福祉課
3	こころの健康相談の実施	精神的ストレスやこころの健康に関する相談等、こころの健康づくりの支援を継続して実施します。	保健福祉課
4	自殺対策計画の推進	関係機関や団体が連携し、ゲートキーパーの育成や啓発活動を推進し、自殺の未然防止に取り組みます。	保健福祉課
5	医療費助成制度などの周知	自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度などの周知を図ります。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
障がいの要因となる疾病の早期発見、早期対応	特定保健指導の実施率	42.2%	45.0%
こころの健康相談の実施	実施回数	1回	6回
自殺対策計画の推進	関係機関へのゲートキーパー研修の実施の有無	無	有

基本目標2 新しいことに果敢に挑戦する人々のいるまちづくり

【基本施策】

1 雇用・就労の促進

【現況と課題】

- 現在未就労の人の中で就労を希望している人は52.5%となっています。また、就労支援で必要なことは「職場の障がい者理解」が34.1%で最も高くなっており、「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」が31.7%となっています。
- ハローワークなど関係機関と連携を強化し、企業・事業所の理解促進など障がい者の雇用の場の確保に努める必要があります。
- さらにアンケート結果からは、障がい者の就労促進には、勤務時間や勤務日数への配慮が課題であることがわかりました。障がい者の雇用促進に向け、多様な視点から取り組む必要があります。

【施策・事業】

- 関係機関と連携し、職場の開拓や事業者の理解促進を図ります。
- 多様な就業機会を確保するため、就労継続支援事業や地域活動支援センターの利用促進を図ります。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	関係機関と連携した雇用促進	障がい者の雇用を促進するため、関係機関と連携し就労支援と就労定着を進めます。	保健福祉課
2	雇用機会の開発、事業主の理解促進	障がい者の雇用を促進するため、那須広報、町ホームページなどを活用し、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。	保健福祉課
3	地域活動支援センターの利用促進	生産活動等の機会の提供と就労機会の拡大を図るため、地域活動支援センターの利用促進を図ります。	保健福祉課
4	那須町障害者優先調達推進方針の実施	障がい者の就労の安定を図るため、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
関係機関と連携した雇用促進	福祉施設から一般就労への移行者数	0人	2人
那須町障害者優先調達推進方針に基づく調達	調達金額	444,555円	800,000円

2 教育・療育体制の充実

【現況と課題】

- 発達や発育に遅れや課題がある子どもを早期に把握し、適切な療育につなげることが大切です。那須町では、子育て支援センターが各種の健診事業から相談事業、発達支援と一貫した体制づくりに努めています。
- また、学校教育が中心となり全小・中学校を対象として、指導主事などの専門職による地域巡回相談事業を行うなど、切れ目のない継続的な相談支援事業を実施しています。
- 障がい児福祉サービスについては、近年少子化が進んでいる中でも、放課後等デイサービスの利用児が増えています。

【施策・事業】

- 妊娠から出産、育児に関わる一貫した支援体制により障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 発達支援相談事業の充実を図るため、専門職の配置を確保します。
- 特別支援教育の環境整備や一人一人に対応した個別支援計画に基づく指導、巡回教育支援専門員による教育支援事業などきめ細かい支援を推進します。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	早期発見・早期療育の推進	乳幼児の成長に合わせた各種健康診査を推進し、乳幼児の発達の確認や疾病の早期発見に努めます。	こども未来課
2	一貫した発達支援の整備	妊娠時期から出産後の発育の確認や育児の相談、健康指導など一貫した発達支援体制を整備します。	こども未来課
3	発達支援相談事業への職員配置	発達支援相談事業の強化を図るため、保健師及び社会福祉士等の職員配置を進めます。	こども未来課
4	保育園巡回相談の継続	児童発達専門職による保育園等での療育及び発達支援の実施により、保育士等の専門性の向上を図ります。	こども未来課
5	認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブでの受入れ	那須町内のすべての認定こども園、幼稚園、保育園、放課後児童クラブでの受入れを継続します。	こども未来課
6	発達障がい児等への支援	発達障がい児等の保護者を対象として、不安や負担を軽減するため、ペアレント・プログラムや研修会を行います。	こども未来課
7	教育支援事業の継続	障がい児教育の充実を図るため、巡回教育支援専門員が町内全小・中学校を巡回指導する教育支援事業を継続します。	学校教育課 こども未来課 保健福祉課
8	個別支援計画に基づく指導の継続	一人一人の障がいや特性に応じた指導を行うため、個別支援計画に基づく指導を継続します。	学校教育課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
早期発見・早期療育の推進	3歳児健康診査受診率	96.8%	100.0%
発達支援相談事業への職員配置	保健師及び社会福祉士等の配置職員数	2名	4名
保育園巡回相談の実施	希望する保育園での実施率	100%	100%

3 余暇活動・社会参加の促進

【現況と課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策により、身体障害者スポーツレクリエーション大会や那須地区ふれあいスポーツ大会が中止となっていました。
- 障がい者の地域活動の場として、地域活動支援センターが3施設(町内2施設)設置されていますが、新型コロナウイルス感染症対策により、利用自粛期間がありました。
- 令和2年度制定した手話言語条例により、障がい者のコミュニケーション手段の充実を図りました。
- アンケート結果からは、スポーツ・文化芸術への参加希望について、「特にない」が66.3%と高く、スポーツ・文化芸術への興味をもってもらえるべく、場の提供などを含め、幅広い障がい者の社会参加の場の充実が求められています。

【施策・事業】

- 新型コロナウイルス感染症の第5類への移行に伴い、那須町障がい者スポーツ教室、身体障害者スポーツレクリエーション大会や那須地区ふれあいスポーツ大会への参加促進を図ります。
- 障がい者のコミュニケーション手段として、意思疎通支援事業利用を促進します。
- 那須町手話言語条例の普及、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	スポーツ・レクリエーション機会の提供	那須町障がい者スポーツ教室、身体障害者スポーツ・レクリエーション大会、那須地区ふれあいスポーツ大会などの開催を支援します	保健福祉課 生涯学習課
2	【再掲】 移動支援・外出支援サービスの利用促進	障がいのある人の活動範囲の拡大を支援するため、移動や外出支援サービスの充実と、各種助成制度の利用を促進します。	保健福祉課
3	那須町手話言語条例の普及	手話に対する住民意識の啓発を図るため、令和2年度に制定した那須町手話言語条例の普及・啓発に努めます。	保健福祉課
4	意思疎通支援事業の実施	手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業を行います。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
スポーツ・レクリエーション機会の提供	那須町障がい者スポーツ教室の参加者数	19人	40人
意思疎通支援事業の実施	利用者数	2人	3人

基本目標3 挑戦する人々を理解し支え続けるまちづくり

【基本施策】

1 理解と交流の促進

【現況と課題】

- アンケート結果から、差別や嫌な思いの経験をしたことが「ある」、「少しはある」がともに14.2%で、これらを合わせた割合は28.4%となっています。差別や嫌な思いをした場所・場面では、「外出時」や「学校・仕事場」が多くなっています。
- アンケート結果から、外出の目的として「買い物に行く」が75.1%と最も高くなっていますが、「趣味やスポーツをする」が14.6%と低くなっています。
- 那須町身体障害者福祉会の会員の高齢化により、活動ができない状況です。

【施策・事業】

- 当事者団体の活動支援など、障がい者や障がいに関する理解促進を図ります。
- 福祉イベントの開催などにより、障がい者と障がいのない人の交流活動を促進します。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	障がいに対する正しい知識の普及	那須町障害者自立支援協議会と連携し、正しい知識の普及を図るため、講座の開催を進めます。	保健福祉課
2	障がい者団体の活動支援	当事者や家族等による活動を促進するため、当事者や那須町身体障害者福祉会、那須町障害児親の会などの活動を支援します。	保健福祉課
3	障がい者の交流活動の促進	障がいの有無に関わらず、相互理解を深めるための交流活動を推進します。	保健福祉課
4	福祉イベントなどの充実	福祉イベントの開催を支援するなど、多くの町民が障がい者と交流できる機会を作ります。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
障がいに対する正しい知識の普及	講座の開催の有無	無	有
障がい者の交流活動の促進	フリースペース那須の開催回数	19回	22回

【基本施策】

2 権利擁護の充実

【現況と課題】

- アンケート結果からは、成年後見制度の認識度は、「名前も内容も知っている」が26.8%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.2%と少しずつではありますが、認知がされてきています。
- 成年後見制度は障がい者の権利擁護の中心となるものであり、成年後見制度利用促進協議会と連携し、制度の普及や利用促進、人材の育成・確保などを進めることが大切です。
- 障がい者に対する虐待については、那須町障害者虐待防止センターを中心として、関係機関との連携により虐待の防止と早期対応を図っていくことが大切です。
- さらに、障害者差別解消法が令和6年4月1日に改正されることに伴い、事業所も合理的配慮の提供が義務化されることから、今後も啓発活動に取り組んでいくことが重要となっています。

【施策・事業】

- 成年後見制度に関する普及啓発や利用促進、人材の育成・確保に努めます。
- 障がい者虐待防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 広報等を通じ、障がい者差別解消の理解促進を図ります。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	成年後見制度利用促進協議会との連携	意思決定の困難な障がいのある人が安心して暮らせるよう、那須町成年後見制度利用促進協議会との連携を強化します。	保健福祉課
2	地域連携の強化	権利擁護支援の充実を図るため、那須町、障がい福祉作業所、那須町社会福祉協議会及び司法関係者などの連携を強化します。	保健福祉課
3	人材の育成・確保	成年後見制度の普及を図るため、人材の育成や確保に努めます。	保健福祉課
4	虐待防止に関する啓発	虐待を未然に防止するため、住民や民間企業、福祉サービス事業所などへの啓発活動を推進します。	保健福祉課
5	障害者差別解消法の啓発の推進	広報那須等を通じ、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進について普及啓発に努めます。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
成年後見制度利用促進協議会との連携	那須町成年後見制度利用促進協議会への参加の有無	有	有
障害者差別解消法の啓発の推進	広報等での周知回数	0回	1回

基本目標4 地域共生社会のまちづくり

【基本施策】

1 地域福祉活動の充実

【現況と課題】

- アンケート回答者のうち65歳以上が占める割合が65.0%（約3人に2人）であり、高齢化が進んでいます。
- 障がい者の高齢化に伴い、障がい者を介護する方の高齢化も容易に想像できます。
- また、地域においては高齢の要介護者と障がい者の同居や、一つの世帯に複数の課題が併存している状況なども見受けられます。
- 地域における福祉課題が複雑化・複合化している中では、地域共生社会を展望した包括的な支援体制の構築が必要です。
- 那須町ケアラー支援推進協議会と連携し、ニーズや課題の把握を共有が必要となります。
- 那須町地域福祉計画や那須町地域福祉活動計画と連携し、住民や関係機関と密接に連携した体制づくりが必要となります。

【施策・事業】

- 那須町地域福祉計画や那須町地域福祉活動計画と連携し、複雑化・複合化した福祉課題に対応します。
- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉施策と一体となった施策を推進するとともに、町内福祉事業所及び那須町社会福祉協議会と連携し事業を推進します。
- ニーズや課題の把握のため、那須町ケアラー支援推進協議会との連携を図ります。
- 住民と協働し、障がい者福祉施策や事業を展開します。

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	那須町地域福祉計画との連携	複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、那須町地域福祉計画と連携し、地域共生社会の実現を目指し、高齢者、生活困窮者、子どもなどと一体となった福祉施策の展開を図ります。	保健福祉課
2	那須町社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的担い手である那須町社会福祉協議会と連携し、地域と一体となった福祉施策を推進します。	保健福祉課
3	ケアラー支援推進協議会との連携	ニーズや課題の把握のため、那須町ケアラー支援推進協議会との連携を図ります。	保健福祉課
4	民生委員・児童委員との連携	障がい者の地域生活を支援するため、民生委員・児童委員と連携します。	保健福祉課

【評価指標】

事業名	指標名(指標の定義)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和8年)
那須町社会福祉協議会との連携	那須町社会福祉協議会職員的那須町障害者自立支援協議会相談支援部会への参加回数	8回	12回
ケアラー支援推進協議会との連携	那須町ケアラー支援推進協議会への参加回数	—	2回

第4部 第7期那須町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第1章 数値目標（成果目標）

第7期那須町障がい福祉計画・第3期那須町障がい児福祉計画における数値目標（成果目標）を、次のように設定します。

1 福祉施設入所からの地域生活への移行

【国の基本方針（令和8年度までの目標）】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。

【成果目標】

- 令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等（公営住宅含む）に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。
- 令和8年度末における施設入所者数を設定します。

項目	数値等	備考
施設入所者数（A）	39人	令和4年度末時点の入所者数 （施設入所支援を利用している者の合計数）
【目標値】 地域生活移行数（B）	3人	（A）のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】 地域生活移行率	7.7%	（B/A） 国の目標は6%以上
【目標値】 施設入所者数	36人	（A）のうち、令和8年度末までの施設入所者の目標数 国の目標は5%以上削減

【今後の方向性】

- 地域生活への移行には、生活基盤であるグループホームなどの住まいの確保や介護職等の人材が必要となるため、周辺市町と連携し必要な量の確保に努めます。
- 在宅生活の継続には、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となるため、相談支援によるケアマネジメント及び各種サービスを充実します。
- 地域への移行には、近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要であるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いを促進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針（令和8年度までの目標）】

- ・精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ・精神病床における早期退院率を、入院後3か月時点は68.9%以上、入院6か月時点は84.5%以上とし、入院後1年時点は91%以上とする。

【成果目標】

○目標値は栃木県で設定します。

【今後の方向性】

- 精神病床からの地域生活には、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要であるため、保健、医療、福祉関係者による協議、那須町障害者自立支援協議会と連携し、相談支援、情報提供等により支援します。
- 住民の精神障がいへの理解を深めるため、那須町障害者自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

【国の基本方針（令和8年度までの目標）】

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- ・強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【成果目標】

- 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標を設定します。
- 強度行動障がい者への支援ニーズ調査を実施します。

項目	数値等	備考
【目標値】 地域生活支援拠点の整備数	1か所	令和8年度末の地域生活支援拠点の整備数
【目標値】 運用状況の検証・検討実施回数	1回	運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上
【目標値】 強度行動障がい者への支援ニーズ把握	実施	令和8年度末までにニーズ調査を行う（実施・未実施）

【今後の方向性】

- 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、那須町障害者自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の整備、体制の充実を図ります。
- 当事者家族や関係機関等に強度行動障がい者への支援ニーズ調査を行い、支援体制の整備を検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針（令和5年度までの目標）】

- ・一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が、就労移行支援事業所が5割以上とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所が2割5分以上とする。

【成果目標】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。
- 令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者の目標値を設定します。

一般就労移行

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	0人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	2人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数（令和3年度の1.28倍以上）

就労定着支援事業

項目	数値等	備考
年間就労定着支援事業の利用者数（実績）	3人	令和3年度の利用者数
【目標値】 年間就労定着支援事業の利用者数	5人	令和8年度において就労定着支援事業を利用した数（令和3年度の1.41倍以上）

【今後の方向性】

- 就労定着支援事業者が確保できるよう、周辺市町との連携し情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促進します。
- 公的分野では、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労希望のある方の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。
- 那須町障害者自立支援協議会において、就労先の開拓、雇う側と雇われる側の意向調整、事業所での実習体験、就労後の定着支援、再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、就労支援と就労定着に努めます。
- 一般就労への移行には、本人や企業側の努力だけでなく、職場の人々の見守りや支え合い等が大切であるため、障がい者への理解が深まるよう住民や企業への啓発に努めます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本方針（令和8年度までの目標）】

- ・各市町村又は圏域に児童発達支援センターを1か所以上設置する。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築をする。
- ・各市町村又は圏域に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置する。

【成果目標】

- 障がい児支援の提供体制を整備するため、那須地区圏域での児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する事業所の設置について、目標を設定します。
- 保育所等訪問支援の利用児の目標値を設定します。

項目	数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までに那須地区圏域に1か所以上
【目標値】 保育所等訪問支援利用児数	2名	令和8年度末の利用児数
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1名	令和8年度末のコーディネーター数
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	令和8年度末までに那須地区圏域に1か所以上

※児童発達支援センターの機能

- ・地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

- ・福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある

【今後の方向性】

- 那須地区圏域での児童発達支援センターの整備・充実に努めます。
- 障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、那須地区圏域での重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針（令和8年度までの目標）】

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う。

【成果目標】

- 那須地区圏域での基幹相談支援センターの設置について、目標を設定します。
- 個別事例検討会の目標数を設定します。

項 目	数値等	備 考
【目標値】 那須地区圏域での基幹相談支援センターの設置	有	令和8年度末までに実施（有無）
【目標値】 個別事例検討会回数	6回	那須町障害者自立支援協議会相談支援部会での実施

【今後の方向性】

- 那須地区圏域での基幹相談支援センターの整備に努めます。
- 那須町障害者自立支援協議会相談支援部会にて、個別事例検討会を通じ、地域サービス基盤の開発・改善を行います。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本方針（令和5年度までの目標）】

- ・障害福祉サービスの質を向上の体制を構築する。

【成果目標】

- 障害福祉サービス等の質の向上についての取組の目標を設定します。

項 目	数値等	備 考
【目標値】 障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有	(有無)
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	(有無)

【今後の方向性】

- 障がい者相談支援員等からのヒアリング等の調査を実施し、障害福祉サービス等の提供について検証を行います。
- 那須町障害者自立支援協議会と連携し、障害福祉サービス等の提供や質の向上について取組を進めます。

第2章 障害福祉サービスの見込み

1 訪問系サービス

訪問系サービスでは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等を行います。

【訪問系サービスの見込み量】

(月間量)

区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人
居宅介護	400	40	450	45	480	48
重度訪問介護	2	1	2	1	2	1
同行援護	50	5	50	5	50	5
行動援護	28	2	35	2	42	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

【サービス提供にあたって】

訪問系サービスは、障がい者の地域での生活、家族等の支援、施設や病院からの地域への移行や定着を支援するために重要であることから、サービス事業者と連携し提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、通所等により必要な介護や訓練、支援等のサービスを提供します。

【日中活動系サービスの見込み量】 (月間量)

区 分	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利 用 量	人日分	1,652	1,655	1,658
	利用者数	人	90	90	91
自立訓練（機能訓練）	利 用 量	人日分	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利 用 量	人日分	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
就労移行支援	利 用 量	人日分	80	80	64
	利用者数	人	5	5	4
就労継続支援A型 （雇用型）	利 用 量	人日分	276	278	280
	利用者数	人	16	16	17
就労継続支援B型 （非雇用型）	利 用 量	人日分	1,755	1,783	1,813
	利用者数	人	95	96	98
就労定着支援	利用者数	人	2	3	4
療養介護	利用者数	人	6	5	4
短期入所 （福祉型、医療型）	利 用 量	人日分	340	330	330
	利用者数	人	34	33	33

【サービス提供にあたって】

就労継続支援B型（非雇用型）の利用希望が多く見込まれるため、利用希望に応じた提供体制を確保できるよう、那須町内及び広域的な連携により提供事業所の確保に努めます。

3 居住系サービス

居住系サービスは、夜間を中心に施設等で必要な援助をするサービスで、日中は通勤や日中活動系サービスを利用します。

【居住系サービスの見込み量】 (月間量)

区 分	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	1
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	人	50	52	55
施設入所支援	利用者数	人	38	37	36

【サービス提供にあたって】

地域生活の基盤である住まいの確保が必要となるため、周辺市町と連携し体制づくりに努めます。

4 相談支援

相談支援は、障がい者等やその家族などからの相談に対応し、情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

【相談支援サービスの利用見込み量】

(月間量)

区 分	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人	58	60	60
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1

【サービス提供にあたって】

専門的な視点から障がい者への相談支援に取り組めるよう、相談支援専門員の拡充を図ります。

第3章 障がい児への支援

1 障害児通所等支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。

【障害児通所支援の利用見込み量】 (月間量)

年 度	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利 用 量	日	40	40	41
	利用者数	人	4	4	4
医療型児童発達支援	利 用 量	日	0	0	2
	利用者数	人	0	0	1
放課後等デイサービス	利 用 量	人日分	360	376	392
	利用者数	人	29	30	31
保育所等訪問支援	利 用 量	人日分	2	2	4
	利用者数	人	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	利 用 量	人日分	0	0	2
	利用者数	人	0	0	1

【サービス提供にあたって】

障がい児の発達支援に必要なサービスを提供するため、対象者の把握に努めます。
障がい児の保護者が、サービスについての情報を得ることができるよう、情報提供を進めます。

2 障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。

【障害児相談支援の利用見込み量】 (月間量)

年 度	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	人	8	9	9

【サービス提供にあたって】

支援を必要とする児童が十分な相談ができるよう、周辺市町と連携し相談体制の強化に取り組みます。

第4章 地域生活支援事業の推進

1 必須事業の見込量

(1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族が抱える生活等の問題を早期に解決するため、相談支援事業所3か所で総合相談を行います。

また、人材不足の課題はありますが、関係機関との連携強化を図るため、那須地区内に（仮）那須地区障がい基幹相談支援センターを1か所設置します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用者は、令和8年度には3人を見込みます。

那須町成年後見制度の利用促進協議会と連携し、制度の利用が必要な知的障がい及び精神障がいのある方への適正な支援を行い、権利擁護の推進を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用者は、令和8年度には3人を見込みます。

今後も手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣についてのコーディネートを行い、適正な利用を図ります。

(4) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業の利用者は、令和8年度には125人を見込みます。

今後も、サービスを必要とする障がいのある方が適切に利用できるよう、利用者のニーズや給付の動向を把握し、必要なサービスの提供に努めます。

(5) 移動支援事業

移動支援事業の利用者は、令和8年度には20人を見込みます。

また、公共交通における福祉タクシーの利用に対する支援や町民バス、デマンド型乗合交通の利用料減免など、障がいのある人への支援も継続します。

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業について、令和8年度のⅠ型からⅢ型の全体の利用者を110人と見込みます。

今後も、地域活動支援センターの周知を行うとともに、創作的活動及び地域交流の場を確保し、内容の充実を図ります。

【必須事業の見込み量】

(年間量)

年 度	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 (委託相談支援)	利用者数	人	230	235	240
成年後見制度利用支援 事業	利用者数	人	1	2	3
意思疎通支援事業	利用者数	人	2	2	3
日常生活用具給付等事 業	利用者数	人	115	120	125
移動支援事業	利用者数	人	15	18	20
地域活動支援センター 事業Ⅰ型	利用者数	人	50	55	55
地域活動支援センター 事業Ⅱ型	利用者数	人	25	25	30
地域活動支援センター 事業Ⅲ型	利用者数	人	25	25	25

2 任意事業の見込量

(1) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、令和8年度に15人を見込みます。

障がい者の日中における活動の場を確保するとともに、利用の促進に努め、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減等を図ります。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、令和8年度に2人を見込みます。

身体に障がいのある方の清潔保持と心身機能の維持を図ります。

(3) 生活サポート事業

生活サポート事業は、毎年1人の利用を見込みます。

日常生活に関する必要な支援を行い、地域での自立した生活の促進を図ります。

(4) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者用自動車改造費助成事業は、毎年1人の利用を見込みます。

身体に重度の障がいがある方の就労等の社会参加の促進を図ります。

【任意事業の見込み量】

(年間量)

年 度	単 位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者数	人	12	15	15
訪問入浴サービス事業	利用者数	人	1	1	2
生活サポート事業	利用者数	人	1	1	1
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数	人	1	1	1

第5章 障がい児者への支援体制の強化

1 障がい児の子ども・子育て支援等との連携強化

障がい児の支援充実のため、子育て支援センターと共に、幼稚園・認定こども園・保育園及び放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）との連携を強化します。

2 発達障がい者等に対する支援

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族への支援が重要です。また、家族等が障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制の充実が求められています。

「栃木県発達障害者支援センターふぉーゆー」をはじめ、那須町障害者自立支援協議会との連携を図り、発達障がいに関する情報提供や相談、支援の充実を図ります。

【概要】

項目	内容
発達障がい児及び家族等への支援	発達障がい児を持つ保護者を対象に、障がい児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントプログラムの機会を確保します。

【見込量】

(年間量)

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するためには、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されていくことが重要です。

那須町障害者自立支援協議会との連携を図り、保健、医療、福祉等の協議の場を通じて、精神障がい者に対する重層的な連携支援体制を構築します。

【概要】

項目	内容
保健・医療・福祉関係者によるケース検討会の実施	保健、医療、福祉等の各関係機関によるケース検討会を行うことで連携強化を図り、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
精神障がい者に対する障害福祉サービスの充実	精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援します。

【見込量】

(年間量)

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケース検討会の開催回数	回	4	4	4
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	人	1	1	1

4 相談支援体制の充実・強化等

必要な支援につなぐためには、ニーズを的確に把握するための「相談支援」の役割が重要であり、多種多様で、かつ複合的な相談内容に対応するため、相談支援機関との連携が必要となっています。

那須町障害者自立支援協議会、相談支援事業者及び基幹相談支援センター（予定）を中心に、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。

【概要】

項目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センター（予定）を中心に、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センター（予定）において、地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言を行うとともに、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図ります。

【見込量】

（年間量）

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	無	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	0	4	12

5 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいの重度化や高齢化、ニーズの多様化への対応するため、那須町障害者自立支援協議会において、サービスの質の向上及び栃木県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用し取り組みます。

【概要】

項目	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容を理解する観点から、栃木県等が行う研修に参加します。また、初任者研修、権利擁護・虐待防止に関する研修等も参加します。

【見込量】

（年間量）

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
那須町障害者自立支援協議会相談支援部会への参加人数	延人	180	192	200

6 サービスの確保策

(1) 人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、保健師、社会福祉士等の、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、基幹相談支援センター（予定）及び那須町障害者自立支援協議会との連携に努めます。

(2) 確実な情報提供

サービスの内容や利用方法などについて、利用者や住民、事業者に対し、情報ツールなどを活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

(3) サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供できるよう、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、適切な環境づくりに努めます。

また、介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当、ケアマネジャー等関係者と連携するとともに、地域資源を活用したサービス提供体制の推進に努めます。

資料

1 那須町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく那須町障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定するにあたり、那須町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること
- (2) その他障害者計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他福祉関係団体の者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町障害者計画策定委員会作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

附 則(令和2年5月19日告示第106号)

この告示は、告示の日から適用する。

2 那須町障害者計画策定委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 那須町障害者計画（以下「障害者計画」という。）を専門的に検討するため、那須町障害者計画策定委員会設置要綱第6条の規定に基づき、那須町障害者計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 障害者計画の策定手順に関すること
- (2) 障害者計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他障害者計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、那須町障害者計画策定委員会の中から半数以内の部員をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 部員の任期は、計画策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によって選出する。

2 部長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 作業部会は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は保健福祉課に置く。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

3 那須町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88号第1項の規定に基づく那須町障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するにあたり、那須町障害福祉計画策定委員会(以下「福祉委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること
- (2) その他障害福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 福祉委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他関係団体の者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定の係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 福祉委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 福祉委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町障害福祉計画策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

附 則(平成25年3月29日告示第40号)

この告示は、平成25年4月1日から適用する。

4 那須町障害福祉計画策定委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 那須町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を専門的に検討するため、那須町障害福祉計画策定委員会要綱第6条の規定に基づき、那須町障害福祉計画策定委員会作業部会（以下「福祉作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 障害福祉計画の策定手順に関すること
- (2) 障害福祉計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他障害福祉計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 福祉作業部会は、那須町障害福祉計画策定委員会の中から半数以内の部員をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 部員の任期は、計画策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 福祉作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によって選出する。

2 部長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 福祉作業部会の事務局は保健福祉課に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

5 那須町障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく那須町障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するにあたり、那須町障害児福祉計画策定委員会(以下「福祉委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉委員会は、次の事項の検討を行い、その結果を町長に提言するものとする。

- (1) 障害児福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他障害児福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 福祉委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉に関する機関、団体の者
- (3) その他関係団体の者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害児福祉計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 福祉委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 福祉委員会に、具体的な実務の検討を行うため那須町障害児福祉計画策定委員会作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 福祉委員会の事務局は保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

6 那須町障害児福祉計画策定委員会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 那須町障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を専門的に検討するため、那須町障害児福祉計画策定委員会要綱第6条の規定に基づき、那須町障害児福祉計画策定委員会作業部会(以下「福祉作業部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 福祉作業部会は、次の事項の調査研究を行う。

- (1) 障害児福祉計画の策定手順に関する事項
- (2) 障害児福祉計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他障害児福祉計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 福祉作業部会は、那須町障害児福祉計画策定委員会(以下「福祉委員会」という。)の中から半数以内の委員をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 部員の任期は、計画策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、部員が欠けた場合における補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 福祉作業部会に部長及び副部長を置き、部員の互選によって選出する。

2 部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 部長は、福祉作業部会の調査研究結果について、福祉委員会委員長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 福祉作業部会の事務局は保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

7 委員名簿

○那須町障がい者計画等策定委員名簿

番号	氏名	区分	役職名	備考
1	荻原喜茂	学識経験者	那須町作業療法士	委員長
2	高久孝	学識経験者	那須町民生委員・児童委員協議会	
3	渡辺晃紀	学識経験者	栃木県県北健康福祉センター所長	
4	遠藤充子	保健医療福祉関係者	社会福祉法人慈生会 マ・メゾン光星施設長	
5	長谷川和彦	保健医療福祉関係者	有限会社福祉ネットやわらぎ代表取締役	
6	和田一寿子	保健医療福祉関係者	県北圏域発達障害者地域支援マネジャー	
7	山口貴志	保健医療福祉関係者	那須町社会福祉協議会事務局長	
8	渡邊洋子	保健医療福祉関係者	りんどう作業所所長	
9	小林光恵	保健医療福祉関係者	高原地区地域包括支援センター管理者	
10	木村友一	指定相談支援事業所	地域生活支援センターゆずり葉	R5.12.7～ 加藤茉莉
11	村上敦子	教育雇用関係者	県北圏域障害者就業・生活支援センターふれあい	
12	安宅伸太郎	教育雇用関係者	那須町教育委員会学校教育課指導主事	
13	君島絹代	保健福祉行政職	那須町こども未来課課長補佐	
14	鈴木元子	保健福祉行政職	那須町保健センター所長	

○那須町障がい者計画等策定作業部会名簿

番号	氏名	区分	役職名
1	山口貴志	保健医療福祉関係者	那須町社会福祉協議会事務局長
2	渡邊洋子	保健医療福祉関係者	りんどう作業所所長
3	木村友一	指定相談支援事業所	地域生活支援センターゆずり葉
4	君島絹代	保健福祉行政職	那須町こども未来課課長補佐
5	鈴木元子	保健福祉行政職	那須町保健センター所長

8 策定経過

年 月 日	事 項
令和5年5月19日～ 6月9日	○障がい福祉に関する調査の実施
10月12日	◇第1回那須町障がい者計画等策定委員会作業部会（書面開催） ・障がい福祉に関する調査の結果について ・計画（案）について
10月30日	□第1回那須町障がい者計画等策定委員会 ・障がい福祉に関する調査の結果について ・計画案について ・パブリックコメントの実施について
11月21日	◇第2回那須町障がい者計画等策定委員会作業部会（書面開催） ・計画（案）修正について
12月22日～ 令和6年1月31日	○パブリックコメントの実施 令和5年12月22日から令和6年1月31日まで
2月19日	◇第3回那須町障がい者計画等策定委員会作業部会（書面開催） ・パブリックコメントの実施結果について ・計画（案）について
3月15日	□第2回那須町障害者自立支援協議会へ計画（案）提出

9 保健福祉に関する相談窓口

(令和5年4月現在)

※市外局番：0287

●町役場関係の相談窓口

内容		窓口	電話番号
高齢者福祉・介護	在宅福祉サービス	保健福祉課福祉係	72-6917
	敬老会、敬老祝金など		
	生活保護		
	老人クラブ(シニアクラブ)活動		
	ボランティアセンター		
	民生委員・児童委員に関すること	保健福祉課介護保険係	72-6910
	要介護・要支援認定		
	介護保険サービス	税務課庶務諸税係	72-6936
	介護保険料		
	介護予防・生活支援サービス	保健福祉課地域支援係	72-6910
	介護予防に関すること		
	高齢者の権利擁護・虐待防止		
認知症高齢者に関すること			
障害福祉	障害者の手帳	保健福祉課障がい者福祉係	72-6917
	障害福祉サービス		
	障害者の権利擁護・虐待防止		
健康・医療	健康相談	那須町保健センター (保健福祉課 健康づくり推進係)	72-5858
	栄養相談		
	予防接種		
	健康診査		
	救急医療・休日当番医診療		
子育て	認定こども園・幼稚園・保育園	こども未来課保育係 又は各園	72-6959
	放課後児童クラブ	こども未来課管理係	72-6959
	子育て相談	子育て支援センター (こども未来課子育て支援係)	71-1137
	児童虐待防止		
	母子保健(乳幼児相談等)	こども未来課母子健康係	

●町役場以外の身近な相談先

相談先	内容
民生委員・児童委員	<p>【活動内容】 厚生労働大臣から委嘱された方々で、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う、地域の身近な福祉ボランティアです。皆さんの福祉相談を受け、行政や福祉機関のサービスを紹介したり、担当機関につないだりするパイプ役を担っています。</p> <p>【問 合 せ】 保健福祉課福祉係 72-6917</p>
心配ごと相談	<p>【相談内容】 身の回りの心配ごと</p> <p>【相談日時】 毎月20日 10:00~15:00 ※火・土・日曜日、祝日は繰り下げ</p> <p>【場 所】 那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須</p> <p>【応 対 者】 民生委員</p> <p>【相 談 料】 無料</p> <p>【問 合 せ】 那須町社会福祉協議会 72-5133</p>
那須地区地域包括支援センター	<p>【対象地域】 □那須地域（黒田原地区、田中地区、大島地区、逃室地区、夕狩地区、成沢地区） 芦野・伊王野地域（芦野地区、寄居地区、富岡地区、伊王野地区、美野沢地区、稲沢地区）</p> <p>【相談内容】 高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの総合相談支援</p> <p>【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）</p> <p>【場 所】 那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須内</p> <p>【電 話】 71-1138</p>
高原地区地域包括支援センター	<p>【対象地域】 □高原地区（大沢地区、田代地区、池田地区、室野井地区、湯本地区、高久地区）</p> <p>【相談内容】 高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの総合相談支援</p> <p>【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）</p> <p>【場 所】 那須町大字高久甲 4301</p> <p>【電 話】 73-8881</p>

相談先	内容
那須町消費生活センター	<p>【相談内容】 悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談</p> <p>【開 所 日】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）</p> <p>【時 間】 9：00～12：00、13：00～16：00</p> <p>【場 所】 那須町役場内 1 階東側</p> <p>【電 話】 72-6937</p>
指定相談支援事業所 ノエル （町が相談業務を委託）	<p>【相談内容】 心身の障害による困りごと</p> <p>【場 所】 那須町大字寺子乙 1994-19</p> <p>【電 話】 73-5315</p>
指定相談支援事業所 ケアサプライ （町が相談業務を委託）	<p>【相談内容】 心身の障害による困りごと</p> <p>【場 所】 那須町大字漆塚 762-102</p> <p>【電 話】 73-5311</p>
地域生活支援センター ゆずり葉 （町が相談業務を委託）	<p>【相談内容】 心身の障害による困りごと</p> <p>【場 所】 那須塩原市宮町 2-14</p> <p>【電 話】 0287-63-7777</p>



第5次那須町障がい者計画・第7期那須町障がい福祉計画・第3期那須町障がい児福祉計画

発行／那須町

発行日／令和6年3月

編集／那須町保健福祉課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

T E L 0287-72-6917 (直通) F A X 0278-72-0904
